

# 第六十五回国会 参議院 社会労働委員会 會議録 第十三号

昭和四十六年五月十三日(木曜日)  
午前十時三十二分開会

## 委員の異動

五月七日

補欠選任

山崎 竜男君  
星野 重次君  
永野 鎮雄君  
上田 稔君

玉置 和郎君  
横山 フク君  
山本 杉君  
徳永 正利君

五月十日

補欠選任

佐野 芳雄君

藤原 道子君

五月十二日

補欠選任

占部 秀男君  
中沢伊登子君

吉田忠三郎君  
田淵 哲也君

出席者は左のとおり。

委員長

林 虎雄君

委員

上原 正吉君  
高田 浩運君  
小柳 勇君  
渋谷 邦彦君  
黒木 利克君  
平島 敏夫君  
山崎 五郎君

## 衆議院議員

社会労働委員長  
代理理事

修正案提出者

国務大臣

労働大臣

政府委員

運輸省鉄道監督  
局国有鉄道部長  
労働省労働局長  
労働省労働基準  
局長  
労働省職業安定  
局長  
労働省職業安定  
局長  
労働省職業訓練  
局長

事務局側

常任委員会専門  
員

説明員

運輸省鉄道監督  
局国民営鉄道部長  
労働省労働基準  
局安全衛生部安  
全課長  
労働省労働基準  
局安全衛生部勞  
働衛生課長  
日本国有鉄道常  
務理事

山下 春江君  
山本敬三郎君  
藤原 道子君  
吉田忠三郎君  
田淵 哲也君  
喜屋武眞榮君

伊東 正義君  
田邊 誠君

野原 正勝君

秋富 公正君  
石黒 拓爾君  
岡部 實夫君  
住 榮作君  
遠藤 政夫君  
渡邊 健二君

中原 武夫君

須賀貞之助君  
中西 正雄君  
山本 秀夫君  
真鍋 洋君

本日の會議に付した案件

○中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法  
案(内閣提出、衆議院送付)

○労働組合法の一部を改正する法律案(衆議院提  
出)

○労働問題に関する調査  
(春季賃上げ闘争に関する件)

○労働者の災害補償に関する件  
(参考人の出席要求に関する件)

○委員長(林虎雄君) ただいまから社会労働委員  
会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。  
佐野芳雄君、占部秀男君、中沢伊登子君、玉置  
和郎君が委員を辞任され、その補欠として藤原道  
子君、吉田忠三郎君、田淵哲也君、平島敏夫君が  
それぞれ選任されました。

○委員長(林虎雄君) 中高年齢者等の雇用の促進  
に関する特別措置法案を議題といたします。  
まず政府から趣旨説明を聴取いたします。野原  
労働大臣。

○国務大臣(野原正勝君) ただいま議題となりま  
した中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置  
法案につきまして、その提案理由及び内容の概要  
を御説明申し上げます。

わが国の雇用失業情勢は、昭和三十年代後半以  
後引き続く経済の高度成長に伴い著しく改  
善され、近年においては労働力不足基調へと変  
わってまいりました。今後とも、経済はなお相当  
の成長を続けていくと予測されますので、多少の  
景気の変動があるとしても、全体として労働  
力不足は一そう深刻化するものと思われま  
す。しかしながら、その中でも年齢別、地域別に見ます

と、かなりの不均衡が見られ、中高年齢者や雇用  
機会の乏しい地域の失業者につきましては、年々  
改善されてきてはおりますが、なお、就職が必ず  
しも容易でないという状況が見受けられます。

このような状況の変化に対処するため、失業対  
策制度のあり方について根本的に検討することが  
必要であると考えられましたので、昨年九月学識  
経験者を失業対策問題調査研究委員に委嘱し、客  
観的、専門的立場からの調査研究を依頼いたしま  
した。同年十二月、その結果が報告されました  
ので、それを参考としつつ今後の失業対策制度に関  
する基本構想をまとめ、同月二十三日雇用審議会  
に諮問いたしました。

この基本構想におきましては、先に述べました  
ような雇用失業情勢の見通しを前提とし、中高年  
齢者が多年にわたる職業生活で得た知識と経験を  
生かすことが、中高年齢者自身にとっても、また、  
国民経済の観点から見ても肝要なことであるとの  
考えに立って、今後は、中高年齢者の雇用促進に  
重点を置き、これらの者が従来のように失業対策  
事業に依存することなく、その能力を民間雇用に  
おいて有効に発揮することができるようにするた  
めの特別の対策を講ずることとしております。

一方、現在失業対策事業に就労している者につ  
きましては、従来の経緯等にかんがみ、当分の間  
失業対策事業を継続実施して、これに就労させる  
こととしております。

雇用審議会におきましては、この基本構想につ  
いて慎重な審議が行なわれ、去る二月十三日答申  
をいただきましたので、政府といたしましては、  
その御意見を尊重しつつ成案を固め、ここに中高  
年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案とし  
て提案した次第であります。  
次に、政府提案の法律案の内容の概要を御説明  
申し上げます。

第一に、この法律は、中高年齢者等の就職がなお困難な雇用失業情勢にかんがみ、これらの者がその能力に適合した職業につくことを促進するための特別の措置を講ずることにより、その職業の安定をはかることを目的とするものであります。

第二に、中高年齢者の雇用を促進するため、その適職、労働能力の開発方法等の研究、求人者等に対する指導及び援助、職業紹介施設の整備等の措置を講ずるとともに、中高年齢者に適する職種について雇用率を設定し、これが達成されるよう、事業主に対して、雇い入れの要請、給付金及び融資についての特別の配慮を行なう等中高年齢者の雇用を奨励するため必要な諸施策を講ずることとしたしております。

第三に、就職の困難な中高年齢者等の就職を促進するため、求職手帳を発給し、その有効期間中就職活動を容易にし、生活の安定をはかるため、所要の手当を支給しつつ、就職指導、職業訓練、職場適応訓練等を実施することにより就職の促進をはかり、このような対策を講じた後においても就職が困難な者につきましては、必要に応じ手帳の有効期間を延長することとしたしております。

第四に、中高年齢者等につきましては、一般的には以上の諸施策によって十分対処し得ると考えられますが、産炭地域等雇用の乏しい地域の中高年齢者等につきましては、手帳の通常の有効期間が終わってもなお就職が困難な者も考えられますので、有効期間について特別の配慮を加えるほか、これらの者の雇用を促進するため、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用機会の増大をはかるための措置等に関する計画を作成し、計画に基づき必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ公共事業へ吸収させることとして、万全を期している次第であります。

なお、雇用機会の増大をはかるための措置として当該地域の発展により雇用の機会が増大するまでの間、臨時に雇用の機会を与えることを目的として、予算措置により、特定地域開発就労事業を実施することとしたしております。

また、この法律案の附則におきまして、緊急失業対策法は、この法律の施行の際現に失業対策事業に使用されている失業者についてのみ、当分の間、その効力を有するものとし、この場合において、夏季または年末の臨時の賃金は支払わないものとするともに、関係法律について所要の整備をいたしてあります。

以上この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(林虎雄君) この際、本案に対する衆議院における修正点について、修正案提出者衆議院議員田邊誠君から説明を聴取いたします。衆議院議員田邊誠君。

○衆議院議員(田邊誠君) 私は、衆議院の社会労働委員会を代表して、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

第一は、原案では、特定地域の中高年齢失業者等の雇用の機会を増大するために事業を実施することが必ずしも明確ではないので、特に事業を実施することを法文上明確にしたことであります。

第二は、現在の失業対策事業就労者の実態にかんがみ、緊急失業対策法が効力を有する期間を特に定めたいこととしたことであります。

第三は、失業対策事業就労者に対し夏季または年末に臨時に支払われる賃金は、従来の経緯等にかんがみ、これを支払うこととしたことであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。○委員長(林虎雄君) 以上で説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後刻行ないます。

○委員長(林虎雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。横山フク君が委員を辞任され、その補欠として

山本敏三郎君が選任されました。

○委員長(林虎雄君) 次に、労働組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者衆議院社会労働委員長代理理事伊東正義君から趣旨説明を聴取いたします。衆議院議員伊東正義君。

○衆議院議員(伊東正義君) ただいま議題となりました労働組合法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

中央労働委員会の委員の定数は、現行の労働組合法上、使用者委員、労働者委員及び公益委員それぞれ七人と定められておりますが、最近、係属事件は増加の傾向にあり、特に不当労働行為事件については、事案がふくそうし、その処理も著しく遅滞し、ために、労使双方に多大の不便を与えつつある実情にあります。

本法律案におきましては、このような現状にかんがみ、中央労働委員会の使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び公益を代表する委員の定数を各七人から各八人に改め、その機能を十分に發揮させようとするものであります。

以上が本法律案を提出いたしました理由とその内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(林虎雄君) 以上で趣旨説明は終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

○小柳勇君 では、労働省当局に労働組合法の改正について質問いたします。

まず第一点は、いまの扱い件数、特に不当労働行為の年間扱い件数について質問いたします。

○政府委員(石黒拓爾君) 中労委におきましては、不当労働行為の扱件数は、これは昭和三十年代までは百件未満でございまして、たとえば三十三年、三十四年は五十一件、五十五件というような

ものでしたが、それがややふえまして、三十九年に八十七件になりまして、四十年以降は百件をこえまして、年々ふえまして、四十年が百三十四件、四十五年には百八十三件ということで、十年前に比べますと数倍の量に相なっております。

○小柳勇君 この増員によりまして、一件に対する扱いの期間などがどのくらい短縮されますか、お伺いいたします。

○政府委員(石黒拓爾君) ただいま取り扱ひの期間につきましては、漸次長引く傾向がございまして、最近におきましては五百日ぐらいかかっております。これを七人の各委員が八人になることによりまして、これを七人の各委員が八人になることによりまして、この訴訟態度にもよるわけでございまして、当事者の訴訟態度にもよるわけでございまして、一がいに申し上げかねますが、相当の短縮ができることを私どももいたしましては期待いたしております。

○小柳勇君 いままでの中労委の動きを見ましても、なかなかたいへんなようでありまして、それから不当労働行為などの解決がおくれるようにも考えます。あとで質問いたしますが、聯合紙器の問題なども、もちろん春闘もはさまっておりますけれども、解決が非常におくれておりますので、この際、一名の増員によりまして労使の紛争が早急に解決できるように、労働省としても特段の配慮をお願いしたい。

以上で質問を終わります。○委員長(林虎雄君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。——別に御意見もなければ討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。労働組合法の一部を改正する法律案の問題に供します。

○政府委員(石黒拓爾君) 採決を願います。○委員長(林虎雄君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(林虎雄君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(林虎雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(林虎雄君) 次に、労働問題に関する調査を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言願います。

○小柳勇君 いまいわゆる春季闘争なるものが世間の注目を浴びておりますが、労働省当局に、現段階における民間組合の賃上げの闘争の状況及びいわゆる公労協といわれる公企体労働者関係の賃上げ闘争の実情、二つに分けて御説明を求めます。

○政府委員(石黒拓爾君) 春闘の状況でございますが、まず民間について申し上げますと、三月以来要求が出てきて、各業種ごとに団体交渉を重ねておりますが、現在までに妥結しないし妥結の方向にあるというふうに見られます。主要産業としては、新聞・放送などのマスコミ関係、それから鉄鋼、電線、造船、自動車、パルプ、それから紙パルプの一部、それから海運などがございまして、現在なお交渉を継続中の産業といたしましては、まず私鉄のほかは化学、セメント、機械金属、電機、電力、金属工業などがございまして、本年の春闘の妥結状況は、昨年は私鉄が四月中に片づきましたのに比べて、いまだに片づかないということ、一般に大幅におくれております。妥結の額ないし回答額は業種によりかなり高低がございまして、また同一業種内でもいろいろな幅がございまして、一がいには申し上げられませんが、昨年妥結額との比較を大まかに申し上げますと、業績が好調な一部の産業では昨年妥結額を上回っているけれども、昨年妥結額とはほとんど同程度のものあるいはこれを下回るものも見られる次第であります。

それから公企体の状況でございますが、公企体も三月初めから要求が出てきて、その後労使間で交渉いたしました。四月下旬に入りまして、国鉄を除く公企体等の申し出によりまして、有額回答をなすことを政府が認めまして、四月二十七、二十八日の両日にわたりまして、国鉄を除く各公企体現業がいわゆる有額回答をなしております。その後三十日前後の段階におきまして、さらに調停段階で民間賃金の動向等も考慮するというような態度も表明いたしました。若干の組合を除きましては公労委の調停にかかっておりまして、現在事情聴取等の調停作業が進行中というのが公企体関係の実情でございます。

○小柳勇君 民間単産の中でも、特に国民の足に關係がございまして私鉄が今晩の零時から二十四時間のストライキを宣言をいたしております。いま労働局長からもお話がありましたように、昨年よりも大幅に解決がおくれております。その理由は、一体何でございましょうか。

○政府委員(石黒拓爾君) おくれております理由というのは、一がいには私どもわかりかねるわけでございますけれども、一番基本的には経済情勢が非常にきびしいということから、したがって経営者側も強い態度をとっており、したがって団体交渉が難航しておる、労使とも慎重な態度をもってかまえておるということに最大の原因があるんじゃないかというふうに見えております。

○小柳勇君 国鉄の場合も、これは同じようなことが考えられますが、私鉄各社の動きを見ますと、いざ、昨年もことしも、車も人もフル回転をいたしておる。一生懸命働いておるわけだ。したがって、世間が言うほどたとえ乗客が減ったかというところ、そうじゃないのです。資料を見ますと、車も動いておるし、乗っているお客さんも去年よりもかえって伸びておる。ある会社では少し減ったところもありまして、いわゆる好不況というもので、たとえば鉄鋼とかあるいは電機とか、自動車とか、いわゆる経済に影響されるころの労使関係ならば特に私問題にいたしませんけれど

も、私鉄や国鉄などというのは、お客が乗りましてその運賃を払う、それが収入だ。経営する側は車を動かして人件費を払う。大体年々歳々フル回転をやっている。にもかかわりませず、好不況ということによって紛争の解決がおくれるということ、日経連や経団連その他、いわゆる経営者団体は不況に名をかりまして、強引に賃金を抑圧しようとする。ところが、組合側としては、労働者側としては、昨年の例があり、一昨年の例がある、また民間とのバランスがある、低い賃金では妥結できないということ、これは政府にも責任があると思っておりますけれども、私は予算委員会でも問題にいたしました。不況を口実にして、もちろん若干不況のかけりがありました。しかし、現在は不況は底をついて上昇過程にあります。にもかかわらず、不況を口実にして賃上げを抑制しようとしておる。だから、もう一つ極端に言うならば、二十四時間か四十八時間くらいはストライキをやつて、あときめたほうが経営者団体の中における私鉄の経営者としては言いが立つというふうな、国民の足を無視した、国民の便益を無視した企業のエゴというものがありませんか。そういうものがあるならば許せぬと思ふんです。それを労働省として、もし見過ごしておるならば、労働大臣にも責任があると思ふ。運輸大臣にも責任があると思ふ。そういう面では、私は、不況を口実にして賃金問題の解決をおくらしておるんじゃないかという気がいたしますが、労働大臣はどのように判断しておられますか。

○政府委員(石黒拓爾君) 不況がどの程度深刻であるかということにつきましては、いろいろ御意見がございまして、ある程度景気の調整過程にあることは、これは事実でございます。経営者というのは、不況である場合はもちろん、そうでなくても大体におきまして、何とか賃金を安くきめたいというふうないろいろなことを申すと、組合側は、ほりやでできるだけ高きめたいということ、いろいろなことを申すということ、これはいつも団体交渉の場合にあることでございますが、そういう

うことに藉口いたしました。たとえばストをやらしたほうがむしろいいんだというふうなことで、故意に団体交渉を引き延ばすというふうなことがあつては、これは企業の公共性を無視した態度であると思ふので、はなはだ好ましくない。私どももいたしましては、何とかストなしに解決できましように、労使の一その努力をしてみらえらることを切望している次第でございます。

○小柳勇君 たとえば中央労働委員会あるいは労働省は、ストをやらないで——もう今晩の零時から二十四時間ストを宣言いたしておりますけれども、ストをやらないで賃金問題が解決できるような努力をされた経過を御報告願いたいと思ふます。

○政府委員(石黒拓爾君) 私鉄につきましては、これは民間産業の紛争でございますので、政府が軽々に介入すべきものではございませんが、聞くところによりますと、今日の午後にも経営者側が回答をするということでございます。回答によりまして片づけたいへんけつこうでございますが、あるいは経営者側の第一次回答だけでは片づかないかもしれぬという、そういう場合には当事者が中労委の力を借りて、平和的に解決するように努力されることが望ましいと思つておりました。中労委といたしまして、非公式に従来から労使双方の事情を聞いておりましたが、さらに情勢が熟しますれば、いつでも出られますように準備を整えて待機をしているというのが現状でございます。

○小柳勇君 重ねて私申し上げておきたいのですが、ストライキをもう万一にも——私はそんなこととはなと思つけれども、私鉄の経営者が、二十四時間あるいは四十八時間のストライキをやらしたほうが経営者団体の中でメンツが立つとかあるいは近い将来の私鉄運賃の引き上げなどの口実が、世間に申しわけが立つとかというふうな、そういう企業のエゴがあるならば、これは私は許せないと申す。

で、あしたのストライキについては、いま局長

のお話におきましても、なかなか解決しそうもないのですが、民間単産、特に私鉄の賃上げの紛争は、いつごろ解決されるような見通しですか。

○政府委員(石黒拓爾君) これは当事者双方のおりです。しかも今年には非常にむずかしい春闘でございますので、見通しを申し上げるのは非常にむずかしいわけでございますが、私どももいたしましては、できれば明日のストライキ突入前にも解決できるように、中労委に大いに努力をお願いしたいと思います。しかし明日で

きない場合には十八日に第二波をかまえているようにございます。この際にはぜひとも何とか解決できるように、中労委でもあらん限りの努力をされることを切に期待している次第でございます。

○小柳勇君 民鉄部長見えておりますから、ただいま申し上げたのと同じ質問でありますけれども、車——いわゆる運送業というものは、その持っている車でもって最大限にお客さんを運んで収入を上げるわけですから、世間の好不況というものに非常に大きく影響されないのではなからうかと思

う。今年のもちろん春には不景気の影がございまして、予算委員会時代には、特に不景気を宣伝しながら——私はそのときも質問いたしましたが、賃上げを抑制するための不況宣伝ではないかと言った。そういうこともいまだ心配しておりますが、運賃の引き上げの口実にするとかあるいは賃金引き上げを抑圧する口実に不況宣伝をしているということではまかりならぬと思っております。

○説明員(須賀貞之助君) お答えいたします。先生のお話のありましたように、私鉄自体につきましても好不況という問題はあまりないのではないかと、こういうお話でございますが、御承知のように、地方におきましては非常に道路の改善あるいはモーターゼーションといったような関係で、中小私鉄は非常に経営が不振になっておりますが、都会の鉄道におきましても、その輸送人員の

伸びといったものにつきまして、従来から微々たるものでございまして、お話がありましたように、減っているような大手私鉄の中には会社もあるわけでございますが、その他を比べましても、いろいろ差はあるわけでございますが、毎年の人員の伸びといったものは四〇程度のものであるわけでありまして、ただ、前からのいろいろ問題になっております輸送力増強工事といったようなものを進めて、第三次の輸送力増強工事をしてい

るわけでございますが、この資本費といったものが非常に高くなるといって、各私鉄それぞれ経営に非常に苦しんでおると、こういう状況であるわけでございます。われわれもいたしまして、経営者側あるいは労働者側からいろいろな報告があるわけでございますが、ストに対して特別なことを特に申し上げるといって介入することになるので差し控え、いろいろ情勢を把握しておるといって段階であります。

○小柳勇君 今晩の零時から二十四時間ストライキを宣言しておりますが、労働組合は好んでストライキをやるわけではないわけですね。もうせつば詰まってるわけでありまして、国民の足を守るためにストライキ回避あるいはその他の代用機関を利用するなど、運輸省としてとっておられる措置について御説明願いたいと思っております。

○説明員(須賀貞之助君) ただいま申し上げましたように、ストにつきまして労使双方にいろいろ特別なことを申し上げるということは非常に介入のおそれがあるということで、情報をキャッチしている程度であるわけでございますが、予測どおりにストライキが実施された場合には、通勤通学輸送等に非常に著しい混雑が生ずるおそれがありますので、政府といたしましては、総理府のほうから、時差通勤通学懇談会におきまして、産業界、学校等に時差通勤通学といったものについての措置を要望しておるわけでございます。また運輸省といたしましては、関係陸運局長に通達をもって、ストを行わないほかの鉄道あるいはバスの輸送力の確保、あるいは客扱い業務等につきまし

て特段の措置を講ずるようによに要請するようにしております。またタクシーの稼働確保、緊急を要しない自動車の運行の差し控え等について十分な措置をとるようによに指導しているところでござい

ます。

○小柳勇君 労働省にも要請いたしましたけれども、運輸省も、特にこの民間の私鉄の賃金紛争を早急に解決して、でき得べくんばストライキは打たれないように御努力願いたいと思うのですが、次は公労協の問題ですね。

公労協のほうも、昨年比べまして調停の動きが鈍いわけですね。私は、きょうは公労委の会長代理にここに出てもらって、なぜ調停がおくれているか事情を聞き取ったのでありますけれども、ちようどいま審議中であります公労委の調停がおくれているのか、テンポがおくれているのか。聞くところによりまして、第二次回答については十四日には回答しない、労働者の出席したところ

で公労協の当局が打ち合わせをしたところを聞いておりますが、こういう事実があったらたいへんと思うのです。十四日は私鉄のストライキ、そしてあとまた公労協のたとえば国鉄、電通、全通など、いわゆる公労協のほうも一緒になって、いわゆる同じような産業でありますから、似た産業であるから、賃金も大体同じようにしてもらいたいということをやっておる。だから私鉄のストライキだけでなくて、国鉄なども順法闘争などがあ

るようでありまして、なぜ公労委の調停が昨年よりおくれたのか。昨年は三十日に調停に出して、八日ごろ一応結論が出ています。にもかかわりませず、きょうはもう十三日であるが、第二次回答が出ていない。しかも国鉄は無回答である。この点について、まず労働省から御説明願

い、あと国鉄の当局から説明を求めます。

○政府委員(石黒拓爾君) 全般に春闘がおくれているわけですが、これは公労委の事情を私どもも推察いたしまするに、ここ数年の公労委の調停の作

業のやり方というものは、民間賃金がおおむね出そろうのを待ちまして、そしてそれのいわゆる相場といったようなものを勘案して調停段階におきましてできるだけ自主的な解決をはかるということをやっております。民間賃金の出方が非常に速いおいて、主要産業でも、先ほど申し上げましたように、まだめどのつかないところが多いというところが公労委としても非常に作業のしにくい点ではなからうかというふうによに推測しておる次第でございます。

○説明員(真鍋洋君) 国鉄は、現在賃金引き上げについての回答をいたしておりません。この事情を申し上げます。

現在、国鉄の財政事情は、膨大な長期負債を持ちましてたいへん苦しい財政事情にあるわけでございます。四十六年度の予算事情もこの中でたいへん苦しいものがございます。この中で賃金引き上げについての検討をするという場合でございますが、どういたしまして国鉄の財政再建の見通しを立てるという中でなければ賃金引き上げについての検討に入り得ないという事情がここにあるわけでございます。具体的には、四十六年度以降の近代化計画がどのように進行するかというところの中で初めて賃金引き上げにつきましての検討をなし得るという事情でございます。そういうわけ、具体的には四十六年度以降の近代化合理化計画を提案いたしまして、これは四月以降毎日組合と交渉をいたしております。この交渉を煮詰めて、整理できまして段階で賃金引き上げについての検討をいたしたいというところで回答をいたしておらない次第でございます。

○小柳勇君 運輸省の国鉄部長に聞きましたように、国鉄の場合も持っている車を十分に動かしまして、去年と同じように、労働者は朝から晩まで一生懸命働いているわけですね。しかもお客の数も去年よりふえております。収入も昨年よりふえております。一年間の収支を見ますれば、国鉄は黒

字のやうな状態に

入っているわけ

字なんです。ただ長い間の借金がありまして、その利子を払うために赤字だ。そこでいま合理化——真鍋理事が言われたように、合理化をしなければ、赤字です。何とも賃金の言いようがないから無回答ですという話ですね。ところが労働者の立場になりますという、去年もおとしも、その前の年も毎年同じように一生懸命フル運転しているではないか、そしていわゆる公企体職員として、電通や専売やその他の職員と同じようにわれわれも公企体職員として最善の努力をして国家に尽くしておるではないかという気持ちがあるわけですね。だから、長い間の借金があるために合理化に感じなければ賃金引き上げできないというてんびんにかけて、たとえば一万余千名首切りを承認するならばこつちひとつ幾らか賃金上げましょうというふうな団体交渉のあり方はおかしいのではないかと、私はそう思うのです。でないと、これが年間一年の収入が幾ら動いても、収支が赤字になって、それは赤字が累積するならば別ですけれども、一年一年を区切ってみますと赤字であって、長い間の借金の利子払いで赤字になっておるといふような特異な現象も見なければならぬと思うのです。しかも働さぬ人も、去年よりもことしは人数が少なくて、しかも合理化に感じながら働いているわけですから、私のほうから客観的に見れば、いま他の二公社五現業は有額回答があったのに、国鉄だけ無回答ということはどうもふに落ちないわけですが、運輸省としては、どのように把握しておられますか。

○政府委員(秋富公正君) お答え申し上げます。ただいま小柳先生の御指摘のように、国鉄の財政悪化ということには、いわゆる過去の負債というものもございまして、いろいろ国鉄の財政状態の悪化している原因はございまして、一つには長期負債の利子あるいはその元本の返済ということもございまして、またいわゆるモーターゼーションあるいは輸送構造の変化に伴います国鉄輸送の伸びと申しますものはかばかしくないということもございまして、同時にまた人件費の圧迫という

ことも見のがせない次第でございまして、で、昨年までは、まだいわゆる損益勘定から資本勘定へ約八百五十億繰り入れができたわけでございますが、本年度の予算におきましては、予算上も資本勘定へは全然繰り入れができません、へたをいたしますと償却前の赤字を招くという、きわめて異常な危機に面しているわけでございます。これを今後再建いたしてまいりますために、いわゆる十カ年の再建計画をつくってきておるわけでございますが、やはりいわゆるいま申し上げたいところの国鉄財政の悪化に対します手当は十分いたさなければなりません。私たちがいたしまして、二十数年ぶりに政府出資ということをしたしたり、あるいは金利のいわゆる六・五％までの補助を五・五％までの補助に引き上げるとか、あるいは財政投融資の額をふやすとか、いろいろ政府のいたしまして手も打っているわけでございますが、同時にやはり国鉄の合理化、近代化ということもきわめて重要な問題でございまして、たゞいま国鉄の真鍋理事から申し上げましたように、現在その問題についての見通しを見て、さらに段階を進めていきたいという国鉄の意向でございまして、私たちが、たゞいまのところ、国鉄の労使双方の自主的な交渉を見守っているという立場でございまして。

○小柳勇君 その国鉄労使の交渉というものは全然進まぬのです。それはいま言いましたように、赤字であるから経営合理化に乗らなければこれはだめだと、一万余千名の首切りをその場を出しまして、これはそれでよろしゅうございましてというふうな、そういう段階じゃないわけですね、もうぎりぎり動いておるわけですか、それで公労委の動きですけれども、きょうも公労委は調停作業をやっているようございまして、これは真鍋理事に聞きましたら、調停の——まあいろいろ言いはりありますけれども、調停の段階でも、なお赤字ですから全然うち金は出せませんと、これでいっておられるのかどうかですね。この前労働大臣は、同じ公企体

の職員であるから差をつくるべきでない、そういうことを委員会が発言しておられます、私の質問に、真鍋理事は、国鉄は調停委員会へ行って、私のほうは全然これは賃金出せません、引き上げありませんと、こういうことではとてももう公労委の調停も成立しないと思うんですけれども、どういうふうなことで問題を解決しようと思っておられるのですか。

○説明員(真鍋洋君) 国鉄の財政再建につきましての施策はいろいろあると思っております。しかし労使の企業努力をいたしまして、やはり近代化、合理化をやりまして、だんだんと圧力が強くなつてまいります人件費についての努力をするというところは絶対に前提条件として必要である、あるいはこの体質改善の中で、近代化計画というものはやはり財政再建の大きい要素であるということをお考へておるわけでございます。そういう中でございまして、四十六年度以降長期展望に立つて国鉄の財政再建がどのように可能かということが、現在提案しておりますものと関連で一番大きい要素になるということをお考へ申し上げたわけでございます。この前提条件、つまり四十六年度以降の提案しております近代化、合理化計画が消化できるといふ見通しに立ちました場合には、これは昨年と同じことでもございましたけれども、やはり二公社五現業との均衡というものをわれわれは考へざるを得ないというふうにお考へておる次第でございます。

○小柳勇君 これは大臣の先般の発言でこういふのがあります。今日までの努力を積み上げ昨年同様の取り扱いをしたい、まあこれは労働大臣として一生懸命努力されておると思っておりますけれども、もちろん近代化に対応するための諸施策の改善についてはだれも反対しないと思っております。経営上労働者の賃金を捻出するために、無理ないいわゆる合理化政策というふうなものと引きかえに賃金問題を解決しようとする、これは公労委の段階でも解決できないんです。したがって私に言わせるならば近代化政策にマッチする合理化政策は、これはもう長年に労使が納得のいく線で話し合っていく。この賃金問題についてはやっぱり早期に解決させないと、私鉄は明日ストライキ、これに国鉄が一緒になりまして汽車や電車がとまってしまうと、国民はたいへんなことであります。特にさつき労政局長は十八日から二十日とおっしゃっております。新聞もそう書いておられますけれども、そういう日にちを予想してやるよりも、もっと私は公労委が積極的に動いてもらって、民間私鉄の賃金が出なくてもいいじゃないですか、大臣がおっしゃる通りに、昨年並みと、昨年同様のというようなニュアンスもあるんですから、そういうものが一つの線が出ますと、私鉄だつて早く解決するので、私鉄も、国鉄もあるいは公企体も、両方がならみ合つて解決をずらしておるような気がしてならぬのでありますが、公労委は公労委独自の問題の早期解決のために努力をしてもらわなければならぬと思っておりますが、この点について大臣からひとつ決意を聞いておきたいと思つて。

○吉田忠三郎君 国鉄の関係者に関連質問しますと、国鉄の場合、いまの答弁では財政再建上云々と、こう答えられておる。そこで、財政再建の本質の議論をしようと思つておるが、公共負担、一体国鉄はどの程度やっておるか、これは市町村納付金も含めて、それから国鉄の最大の赤字の原因は、御承知のように、政府の中期経済計画の中にもございまして、輸送量の増強、それに伴う建設ですね、この建設経費がどのくらいか。われわれが調査してみますと、公共負担、それから長期の建設経費、当然これは国の計画に基づいてやっておるわけですから、その建設経費は国家的な資本の投資をしなければならぬ、それが全部債権になっておる。その元利がたいへんですね。ですから当然国が負担しなければならぬものを国鉄が負担しておる。これが建設勘定ですね。それを償却勘定、これは赤字でしょう。営業勘定、黒字でしょう。いま小柳委員が言つたように、営業勘定で黒字になるということは、その備えているのは

だれかという職員、労働組合の諸君でしよう。それが全体の勘定で赤字になるからといって有額回答しない、賃上げができない。一方、物価はどんどんとめどなく上がっちゃう。これで一体労働者の生活、あなた方守れると思いませんか。ですからこの点は市町村の納付金、それからその他農産物の割引あるいは刊行物の割引、あるいはその他の学割、通勤割引等々含めて、当然政府が負担すべきものを国鉄が公共負担としてこれをどのくらいしているか。これと、それから資産勘定に基づく建設経費、こういうものを明らかにしてください。そういうものを明らかにしないで、ただ単にトータルで赤字になりますから労働者の賃金を上げることができない、こんなことで一体納付できますか。できないでしょう、真鍋さん。こういう点を明らかにして、そうして当然政府が負担をしなければならぬ経費について、一体、国鉄当局、総裁以下、どういう手だてをしたかということを明らかにしてください。

○説明員(真鍋洋君) お話しの公共負担、長期建設経費、市町村納付金は、現在の額を申し上げますと、公共負担は五百二十億、長期建設経費が三千五百億、市町村納付金百二十億でございます。これらの経費につきましては、国鉄としてましては、予算編成当初からいろいろ政府関係方面に内容を御説明申し上げまして予算編成ができたという事情にあるわけでございますけれども、ただ、私どもとしては、このようなものについての施策というものはもちろんお願いをするわけでございますけれども、企業努力としましては、やはり国鉄の体質改善というものを片方で労使が一体となってやるということはやむ必要であり、そういう中でもいろいろの施策が加わって国鉄の財政再建が可能になるというふうにお考えお願でございます。合理化、近代化計画というものを得ないという考え方でございます。

○国務大臣(野原正勝君) 国鉄の果たしておる役割りというものはまことに重大でございます。国民生活の上にはかり知れない大きな関係を持っておりませんが、したがって、今回の公企体の賃金等は、できるだけ早く円満な妥結ができますように期待をしておるわけでございますが、いまだに回答がないということをご遺憾に思っておるわけでございます。

そこで、私は、先ほど来小柳さんからの御質問がございましたが、いろんな公企体等は、それぞれみな違った条件ではございますものの、やはりひとしく国家、公共の企業に従事しておる勤労者であるという点で、企業の内容がいかにあろうと、賃金という問題につきましてはやはりあまり大きな差があつてはならないというところは、前から考えておつたわけでございます。したがって、そういう面では、賃金に大きな差等があるべきは必ずのものではなからうというふうにお考えおるわけですが、同時に、公企体のいろんな経営内容等もあることとございますから、なかなか当局側の回答がしづらい事情もよくわかります。しかし、これはやはり公労委という機関がございまして、結局は公労委の調停におまかせして、適切妥当な見解をお示しをいたして、それに当局もあるいは労働組合側も、その公労委の裁定に対して承認をするという形が最終的な態度であるかと思つております。そういう面では、やはり政府が直ちにこうした場合の問題について介入することは好ましくない状況もございまして、やはり第三者機関である公労委というものの任務、責任を通じまして、その方々の適切妥当な見解をお示しいただく。それに向かつては、たとえそれが現在の財政事情から言えれば容易でないという問題がございまいしょうと、それはやはり公労委の裁定によつて必要であるとするならば、当然必要な財政上の措置は講じて支払われるべきものであるというふうにお考えおるわけでございます。いずれにしても、どうも国鉄がもしもストライキ等の事態になりますという、国の経済の発展、あるいはあらゆる面から国民生活に与える影響はまことに甚大でございます。そういう事態が絶対

に起こつてはならぬ、起こらしめてはならないというふうにお考えますので、一日も早くその辺を考へて、公労委のほうで適切な御見解をお示しいただく、それには両者ともそれに服するという態度が望ましいことと考えております。ただ、いまのところ、どうも労働省がそのいづれに對して特別な、明確な回答をするとか、それに対して特別な注文をつけるということは非常にむずかしい段階でございますので、いつにかかつて公労委の調停におまかせしてやつてもらいたいということを要望する次第でございます。

○小柳勇君 大臣、通信委員会のほうの約束がありますから、最後に一問いたします。いまおっしゃいましたように、国鉄など、公共企業が実力行使などはやるべきでない、好んでやっているとはいふのであります。やむを得ずやる。しかも、昨年に比べて公労委の調停が非常におくれている、これにも一半功倍の責任もあろうと思つて、もう一万五千円あるいは一万九千円の賃金要求をしたのは、ずっと数カ月前のことでありました。言うならば、政府もあるいは公労委も、労使双方も努力をして、実力行使などしないで解決するのが一番いいことですね、最良の方法です。したがって、解決しましたあと、また報復措置で、実力行使やつたから処分するとかなんとかということをやつてはならぬと思つて、そういうことがあつてはならぬと思つて、したがって、公労委もろんと活動して、早く裁定が――あるいは裁定になるかどうかかわりませんが、まだこれからありますけれども、労使も団体交渉を煮詰めて、早く問題を解決して、そうしてその結果に対しては報復的な措置が絶対にありませんように、労働大臣として各企業体を指導してもらいたいと思つて、いかがでしょうか。

○国務大臣(野原正勝君) お説のとおりでございますが、しかし、公企体等は、スト等の違法行為、そういうものはできないたてまえでございますので、そういう事態が起こらないことがあくまでも望ましいこととございますが、起こつた際における当局側の措置につきましては、またこれはやむを得ない措置でもあるかと、しかし、そういうような事態が起きないことを心から切望しておる次第でございます。

○小柳勇君 これはたいへんな問題でありまして、いまからそういうことで、法に照らして適切な措置というのは――私がいま言っているのは、報復的な措置が毎年やられる、そういうものが年々労使間を対決させていくのです。だからもうそういうことをしないように、きょう、まだ時間がありますから、努力していただきまして、そうして報復措置などありませんように、ひとつ労働大臣が最善の努力をして、各企業体に指導してもらいたい、こういう注文をつけているわけですね。

○国務大臣(野原正勝君) 報復措置と仰せられましたが、まあ報復というふうなことは考えていないと思つて、あくまでもわれわれは両者の円満な理解によつて解決を切望するわけでございます。したがって、そういう努力に最善を尽くしますが、まあ違法行為もございませぬけれども、やはり法の命ずるところによつて、やむを得ず最小限度の措置はとることもあり得るだろう。これはそういうことのないように切望してやまない次第でございます。

○吉田忠三郎君 国鉄の常務理事に伺いますが、いまざつと公共負担と市町村の納付金を別にして、四十六年度で資本繰り入れは幾らやっていますか、これが一つ。それから営業勘定収支の状態

○国務大臣(野原正勝君) 国鉄の果たしておる役割りというものはまことに甚大でございます。国民生活の上にはかり知れない大きな関係を持っておりませんが、したがって、今回の公企体の賃金等は、できるだけ早く円満な妥結ができますように期待をしておるわけでございますが、いまだに回答がないということをご遺憾に思っておるわけでございます。

○小柳勇君 これはたいへんな問題でありまして、いまからそういうことで、法に照らして適切な措置というのは――私がいま言っているのは、報復的な措置が毎年やられる、そういうものが年々労使間を対決させていくのです。だからもうそういうことをしないように、きょう、まだ時間がありますから、努力していただきまして、そうして報復措置などありませんように、ひとつ労働大臣が最善の努力をして、各企業体に指導してもらいたい、こういう注文をつけているわけですね。

ですね、これはどの程度にことしなっていますか。それと、国鉄の財政が悪化しているのは、大體昭和三十三年ころからだと思っておりますが、傾向を見ると、その後、さっぱり政府のほうは手を打っていない。ために年々歳々債務負担行為、つまり借金政策をやっている。こういうことですから、四十六年度までに、一、財政を含めて、政府からの借入金は一、トータルどれくらいになるか。それと金利がどうなっているか。この点を教えてください。お願いいたします。

○説明員(眞鍋洋君) こまかい数字、現在持っておりませんが、後ほど提出いたしますが、四十六年度の予算で損益勘定から資本勘定への繰り入れはございません。先ほど国鉄部長から申し上げましたとおりでございます。それで、損益勘定のつじつまは、長期負債でつじつまを合算しておるといふような事情で、償却前赤字を解消しておるといふような予算になっておるわけでございます。そういうわけで、収入も一兆一千億の収入目標を持っておるわけでございますけれども、見通しも、貨物の収入がいまのところたいへん落ち込んでおります。これもたいへん収入の目標達成が困難かという状況下にあるわけでございます。

○吉田忠三郎君 あなた、ぼくが聞いていますポイントをお答えください。ベースアップをやるまいとしておるから、あなたのほうの都合のいいことばかり言っている、現状の収支の状態はよくない、貨物収入も伸びていない、こう言っているのです、そんなことを聞いておるのじゃないのです。四十六年度でいゆる資本勘定に繰り入れをやらなかったか、これはない、長期負債でつじつまを合算しているということ、それはいいです。これは営業収支の関係はどうかということをお聞かせ願います。

のです。それから三十九年以降の政府からの借入金額、これは年々増加してきていますから、そのトータルが一体何兆何千億になっているのか、金利の状態はどうなっているのか、これを聞いておるのです。

○説明員(眞鍋洋君) 長期負債等のこまかい数字、現在持っておりませんが、後ほど提出いたします。

○吉田忠三郎君 常務理事、後ほどといっても、委員会はそんなにしょっちゅうあるわけじゃないのです。少なくともあなた、経営を担当している常務理事ですから、ラウンドナンバーは別として、その程度は頭に入っているのじゃないですか、理事等にしょっちゅう出ているのですから。ほか、ラウンドナンバーを聞こうとしていない。大体どうですか、いままで一兆六千億強ぐらいの借入金になっておるのじゃないですか。それぐらいのことはわかっているでしょう、常務理事さんだから。それから営業収益だつて、四十六年の予算を要求するときに、そういうものが頭に入らなければ、当然予算編成できないだろうし、予算要求もできないだろうし、それからさっきあなた答えた、一兆数千億の収支の見込みを立てています、その見込みを立てるには、当然前年度の収支の状態というのを見なければいけません。

その状態というのを見なければいけません。それをあなた、こまかい資料ありませんからここでは答えられない、あとだというのは、ちょっと納得できませんね、私は。大まかでけっこうなんです。これは政府の財政にしたら、ちゃんと利子はきまっています、金利というのは、ですけれども、それは幾つかの借金があります、その細部の種類によつては金利が違つていますから、その違つた点をとにかく一々拾えなくとも、大体トータルで金利がどういふ状態、こういうことになっておるといふことぐらいは、常務理事は知つていなければ困るのじゃないですか。そんなものわからなくて、労働者のほうに賃金上げませんといつたつて、はい、そうですかといつて済みませぬか。

○説明員(眞鍋洋君) 政府等からの借り入れ金の累計は、約二兆四千億円になっておる。それから四十六年度の金利でございますが、千七百九十億円でございませぬ。営業収支の赤は二千四百六十五億円となっております。

○吉田忠三郎君 それはいままでのトータルですね。今年度はまだあれですけども、四十五年度の営業収支はどうですか。

○説明員(眞鍋洋君) 四十五年度の損失が千五百九十九億になります。累計は五千七百三十六億でございます。

○吉田忠三郎君 千五百九十億の赤字というのは、資本勘定からそれから償却勘定、みな含めてでしょう。営業勘定だけばくは言っているのです。ごまかしたつていきませぬよ、それぐらいのことはね。

○説明員(眞鍋洋君) これは仰せのように全部入つてございませぬ。利子ほか、入っているわけでございます。そういう中で分けた数字は持ち合わせていないわけでございます。

○吉田忠三郎君 ありませんか。それでは、あとで資料を出してください。早目に出してください。これは春闘でやっているのですから、そこがポイントですから。

そうしますと、どうもその辺だつて、ぼくは本来は納得しませんけれども、もう十二時ですから資料を求めたわけですが、公共負担の五百二十億、それから市町村納付金の百二十五億、これですと七百億ぐらゐになりますよ、目の子勘定でね。かりに去年のベ・アを例にとつて、ベ・アの資金、どれくらいになりますか。

○説明員(眞鍋洋君) 昨年度約七百億でございます。

○吉田忠三郎君 そうすると、これは常務理事、この公共負担、工事経費はちよつとよそへ置きませんが、この市町村納付金、これだけ政府から求めたら、ベ・アをする金が出てくるのじゃないですか。そういう努力をあなた方はやらぬで、ベ・アの金がありませぬから労働者のほうには賃上げができませんと、これで納得しますか。

それから二兆四千億とかいっていますね、二兆四千億の本質洗つてみてください。本来的に政府が高度経済成長政策というものをやつてきて、それに伴つて中期経済計画というものをつくり、さらに経済社会発展計画というものをつくり、その中において、いわゆるわが国の輸送体系というものが位置づけられる。だからこそあなたの方新幹線やつたわけでしょう。さらに山陽新幹線を建設するじゃないか、さらには東北新幹線というものをきめてあるわけでしょう。この工事経費というのは、本来的には国鉄のいわゆる独算制の中でまかなう質のものじゃない、国の政策上やっているのですから。国益上やっているのだから、それを二兆四千億も借金をおつかふされて、利子だけで千七百億も払っていくから国鉄の財政というのは赤字になるのです。職員がサボつたりあるいはなまけたり、あるいは国鉄の経営者の経営がずさんであったということではなくて、今日の国鉄は財政的にみて赤字ということじゃないのですから。それで、常務理事、その赤字を、今度は賃金のときになったら、分け前の分配のときになったら労働者にしわ寄せをやつて、小柳委員の言ひじゃないけれども、そのことに耐えられないから実力行使をやる、それを直ちに法律的に何とかという答弁が出てくる。すべて労働者にこういう責任の転嫁をしているんじゃないか。ベ・アの分は公共負担の五百二十億、市町村納付金の百二十五億、これだけ出てくるのじゃないですか。本来的にこれは国鉄が負担すべきものです、常務理事。どうお考えになりますか。

○説明員(眞鍋洋君) そのような主張をいたしまして予算は成立したわけでございます。そういうわけでございますので、そういう事情、いろいろ中身としましては、財政再建についての当局の主張はございませぬけれども、現在の四十六年度成立しております予算の中で、私どもは財政再建といたしまして、近現代化、合理化計画を遂行するという中で賃金引き上げを考えているということ

にしておるわけでありませぬ。

○吉田忠三郎君 常務、あなたは、努力をされている、そういうふうな政府にお願いをされていると、こういう答弁ですがね。少なくとも小柳委員が申されたように、営業勘定で黒字なんですよ、いいですか。そんなことは四十数万のあなたの職員全部が知っています。自分たちが一生懸命働いて、夜ほとんど徹夜で働いているのです。それで振動災害が起きます。そういう状況下に働いて営業収益が黒字なんです。それが先ほど来いっているように、資本勘定、償却勘定でトータルすると赤字になる、これで職員が一体理解するかどうか。それをあなたの方当然努力をしなければならぬ。当然政府が持たなければならぬ七百億というものをそのままにしておいて、ペ・アはできません、その金ありません、こういうことでは、いまの社会通念で通りませんよ、通らない。そこであなたの方、これ以上私を言うつもりありませんが、むしろ積極的にこういう問題を明らかにして、公労委の場でもあなたの方やはり積極的にそういう努力をすべきでないでしょうか、そういう努力を。

それからもう一つは、公労委でこれはおそらく仲裁裁定になるでしょう、例年から見ますと。その場合やはりどうですか、あなたの方行せざるを得ないのでしょう、その点はどうですか。

○説明員(眞鍋洋君) 賃金につきましては、解決、労使で解決いたしませんと調停という段階が従来ともとられております。調停段階で決着がつかまへんで仲裁が成立されているという経緯が毎年の経緯でございます。仲裁につきましては、私どもも仲裁を守るという義務をもっております。それにつきましては履行をいたしたいというふうな考へておるわけです。

○吉田忠三郎君 これで終わりますが、あなたは経営の直接の責任者でありませぬから、次の委員会には最高責任者の磯崎総裁においで願ひましてやりますか、当面の労働担当の重役というのはあなたですから、常務理事ですから、公労委についても非常に関係があるわけですから、ですからい

までの質疑応答、こういう状況を十分かみしめて公労委で努力し、最悪の事態を回避するように、積極的にあなたの方は——私は、担当の常務としてそういう責任あると思うのですが、その点どうですか。そのお答え方によって私は質問を終わります。

○説明員(眞鍋洋君) 公労委の場面といえます。私も、私どもは、やはり労使間でできるだけ労使間の紛争は処理をしたいというふうな考えでございませぬ。もし労使間で解決ができません場合には、公労委の調停という先ほどの意向になると思ひますので、できるだけ円満に解決するよう努力していきたいと思ひます。

○小柳勇君 春闘の問題終わりました、労災の問題に入ります。

労災の問題は二つです。一つは先般質問をいたしました三菱化成工業黒崎工場のベンジンの公害について調査を依頼しておきましたので、その調査の結果について御報告願ひます。

○政府委員(岡部實夫君) 御質問の点でございますが、三菱化成黒崎工場におきましますベンジンによる膀胱腫瘍等のガン発生の発生状況についてでございますけれども、それにつきまして調査した結果は、基準法施行以来、二十一年からこの四十六年の四月二十三日までの状況でございます、全体で六十一名が何らかの形で労災補償の支給認定を受けております。そのうちで死亡された方が七名、治療中が五人、四十九人の方は治療をされておる。これは先ほど申しました四十六年四月二十三日までの累計でございます。現在労災補償請求の提出があつて調査中のものが三件でございます、一応今日までの状態は、なお四十六年五月現在で、現在そういう物質のベンジンの製造または取り扱いに携わつて居る労働者、現在就業中の者が三十八名、それから現在就業していない者二百八十九名、これは過去にそういう就業した者、また退職者は四十四人、三百七十一名ということになっております。その中で、いままでもから

の通算の実績の状況、それが労災補償の角度から

把握いたしましたものは先ほど申し上げましたような数字になっております。

○小柳勇君 ベンジンとペータ・ナフチルアミンというこの公害は、この黒崎工場だけではなく全国的にあるわけですね。他の地域で現在もお患者が発生しておるのかどうか。過去にこの工場の設備の都合で発生した、そのあと設備欠陥があつて発生しておるのか、現在なお工場がなままで運転しているのかどうか。

○政府委員(岡部實夫君) 御指摘のように、ペータ・ナフチルアミンによるいままでの疾病の状況は、先ほど申しました基準法が施行されましたから今日までの間、全体で事業場といたしましては十五事業場がございませぬ。そのうちで、そこに働いているあるいは働いておつた労働者で、この関係の疾病によりまして労災の補償を受けましたのが百三十九名、そのうち十九名が死亡されたという数字になっております。

なお、最近の数字では、四十五年には全体で補償を受けておられる方が八名ということになっております。いまは百三十九名のうちの内訳の中の最近の数字でございます。

なお、ベンジンを製造しておりますのは、いままでは、先ほど申しましたようにベンジン、ペータ・ナフチルアミン、十五社が製造いたしておりましたが、目下のところは四社、四工場というところになっておまして、ほかの工場では製造をやめておるようになっております。

○小柳勇君 ここに私が取り上げましたのは、地元の問題でもありますと同時に、地元の新聞で騒がれましたので、その中で「三菱化成職業ほうこうガンをなくす会」を結成して告発をしたのでありますが、それは現在病氣である人があつたのに、これは原因が違つたという判断をされたというふうなことがあつて、医者及び本人は職業ガソであると考えているのに、他の医師の診断ではそうではない。工場も、工場の公害ではないと言つておるということで問題にしておるわけですから、労災ではつきり取り上げて工場の設

備などを改善しておることは問題にいたしません。そういう点いかがでしょうか。

○政府委員(岡部實夫君) 御指摘のように、非常に毒性の強いもので危険でございますので、その製造はすべて密閉方式によるということ、すでにはとんと工場の製造過程はそういうことになっております。ただ、いま御指摘の三菱化成におきましては、目下三名の方が労災補償の適用に關して問題になっておりますので調査をいたしております。したがつて、その調査結果によりまして、このベンジン製造の過程によるものという因果関係がはつきりいたしますれば当然補償をいたす、こういうことになっております。

○小柳勇君 少しさうございませぬけれども、調査の方法について御説明願ひます。実はわれわれがやろうと思ひましたけれども、なかなかできないわけがあります。いろいろな関係もありませぬ、いまの調査方法について御説明願ひます。

○政府委員(岡部實夫君) ちょっと医学的なことにも関連がございませぬので、衛生課長から詳細に御説明いたします。

○説明員(山本秀夫君) すでに三人の方の職歴調査を終わつておりますけれども、実は病状の中身の医学的な問題があるわけでございます。専門家の意見が食い違つている点もございませぬので、われわれとしては、それらの方々の意見を総合いたしました上で判断をいたしたい、こう考へております。

○小柳勇君 その判断は、いつごろ出ますか。

○説明員(山本秀夫君) できるだけ早くいたしました。これは実は昨年から懸案でございませぬから、できるだけ早くいたしたい、こう思つております。

○小柳勇君 これは地元で騒ぐ前に、労働省ではそれはわかつておつたことですか。



○小柳勇君 何月ごろですか。

○説明員(山本秀夫君) いずれも四月に請求が地元に出しております。

○小柳勇君 新聞で騒がれましたのは四月の二十八日ですか、新聞が出る前に調査にかかったのですけれども、会社側もその他の組織もなかなか調査できない。したがって、遂にこれは新聞が出たわけでありまして、早くに結論を出して、この当事者に安心させると同時に、ほかのほうの全国的なまた発生するかわかりませんような潜在的な人もいまして、ひとつそつという判例としても早急に結論を出していただきたいと思いますが、局長、いかがでしょうか。

○政府委員(岡部實夫君) 御指摘のとおりでございます。ただ、いま衛生課長申し上げましたように、関係の医師の判断が若干食い違っているようでございます。ただ、この問題についての関係のある方は、かつてその認定をされた方でもございまして、いわば再発というふうなこともありませんので、できるだけ事態を、不安を除くように至急結論を得るようになりたいと思っております。

○小柳勇君 お願いいたします。経過がわかり次第に私のはうへ御連絡願います。

次の問題は、建設現場の労働災害を防止するために質問いたしますが、最近、生産現場の労働災害は減少しておりますけれども、建設現場の労働災害の発生が非常に多いが、その原因はどこにあるとお考えか、またその対策についてどのような対策をしておられるか。

○政府委員(岡部實夫君) 建設現場におきまする災害につきましては、御指摘のように、一時減少傾向にございまして、最近発生件数は徐々に減っておりますけれども、強度率と申しますが、災害の中身を見ますと、必ずしも改善のあとがない。その原因は、一つは非常に機械化が大幅に取り入れられている新しい工法の採用などがございまして、一面において非常に作業の合理化、機械化が進むこともございますが、その反面、その安全性の点検と申しますか、その新工法あるいは新

技術、機械を採用するに当たったるの安全性の確認が必ずしも十分に行なわれていないということがございます。第二は、建設工事が一般に屋外という場で行なわれます。そのためにその自然の地形とかあるいは天候などによる影響が一般の屋内作業に比べてやはり相当反映する。それから第三は、いろいろ現場におきましても、作業がいろいろ分散しております。また、そこに下請が入り混つていてというようなことで、なかなかその作業内容が均一化されてないというふうな点がある。それから安全管理の面で非常にむずかしい点がある。それから労働者がこの作業の有機的な事業でございまして、長期的にある固定した労働者が就労するということがございませぬために、安全教育その他の点で必ずしも製造業等のようなもののように恒常的に行なわれぬ。そういうたふしなれ、あるいは教育が不完全というふうな点のために発生しておるというふうなことを考えております。

○小柳勇君 労働省の責任であることを全然言われぬけれども、それは外面的にはそういうこともありますけれども、たとえば違法雇用、不安定雇用あるいはいまの安全衛生規則などが現在の機械の進歩に伴っていないのではないかと、あるいは監督官などが現場に事故が起りましたあと調査するのは完全にその作業にマッチしておらぬのではないかと、いうならば監督官自身がその機械の扱いなどについても十分習熟しておらぬのではないかと、いろいろもろの理由を私は勉強して聞いています。いわば労働省の側ではなくて、使用者側の現場の労働者に対する面などをおっしゃいましたけれども、いろいろの問題は、現在の雇用の実態あるいは機械の進歩、それに伴う法及び規則の完備、及び監督官の職務怠慢とまではいかぬにしても、現在の実態を十分把握しておらぬのではないかと、こういう面を私はいろいろ勉強の結果聞いておるが、いかがですか。

○政府委員(岡部實夫君) 御指摘のように、特に新工法等につきましては、なかなか技術の先端的な部分もありますので、率直に申しまして、監督官等がその技術に十分習熟しているとは申せない面もあろうかと思っております。私どもは、建設業で年間八日以上を負傷を伴う災害約三十七万件的のうち十万件ぐらいでございますが、それらについては、特に重点災害職種ということにいたしました。特に死者を伴うものについては特別の調査を各件数と必ずやっております。そのほか、いろいろ問題を残すものについて調査をすべてやるわけにもまいりませんが、そのほか問題のあるやつについてはできるだけこの調査をいたしまして、その原因を究明し、その報告を受けてそれに対応すると、したがって、それに応じた必要な技術研修等については、監督官研修を通じてできるだけその面を教育してまいり、こういうことでやっておりますが、なお今後ともそういう部分に努力をして進めてまいりたいと、こう思っております。

○小柳勇君 作業の現場で請負制度、何段階も請け負いまして、多いときは五段階ぐらいの——マ切れの五段階ぐらいの請負制度、しかもその現場に雇われている労働者などは、悪い例は名前も正確に書けないで、いわゆる流れ者と申しましょるか、そんな人も働いている現場もある。そういうところでは、それは当然違反雇用ですけれども、いうならばそういう法の谷間にある作業現場、その実態というものを監督省は十分把握しておられるのか。また把握しても、その指導なり監督なりが十分できぬのではないかと、思うし、また、あるいはその違反をやった方に対する罰則などがちょっと軽いために、違反を知りながら過酷な労働を強いられているのではないかと、そういう面について、直接監督をされている課長からでも御説明願いたいと思っております。

○政府委員(岡部實夫君) あと具体的には課長からあれをいたしますが、私どもは、建設現場と申しますか、建設業には重層下請の関係、これが安全の面においても非常に障害になっておるといふことは、御指摘のとおりでございます。各現場ごとに元請、下請を一体といたしました総合安全

管理体制をつくらせる。たとえば安全のためのそういう元請、下請を一貫した体制をつくらせる、したがって、それに伴って監督のほうも総合監督ということをしていただきまして、必ずその現場を監督すると同時に、その元請まであわせて監督をするという体制をとりまして、少なくとも下請にやらしている現場の安全管理状態についてもいろいろ問題がありますならば、それを監督の結果は、その責任である元請に必ず監督の際にあらせて責任者と呼んではつきりさせまして、その改善等については元請の責任も両方とらせまして指導監督する、こういうことになっております。

○小柳勇君 安全衛生規則の改正の問題ですけれども、たとえばブルドーザーを盛んにいま土地造成などで使っておりますけれども、道路上で運転するには免許が要るけれども、ブルドーザーを使うだけなら免許は要らないということでありまして、そんなふうで、この機械の進歩に伴う安全衛生規則の改正などについては十分になっていないと判断しておりますか。

○政府委員(岡部實夫君) 安全衛生規則につきましましては、御指摘のように、必ずしも十分でない点がございます。そこで、いまの問題に関連いたしましては、二つの点についていま検討を加えております。一つは、この安全衛生のいろいろな防止をするにあたって、まず機械あるいは設備そのものの安全性というものを確保していく必要がある。そのためには単に使う人の場合じゃなく、製造の段階まで加えてやっつけていかなければならぬ。ポイラー等については、十分製造段階まではつきり構造規格をいたしておりますが、新しいいろいろな機械につきましては、今後問題のあるようなものについては構造段階まで安全衛生規則で入り込んでいくというのをすべきたらうというので、どういふものを取り上げていくか、その点について目下検討中でありまして、それからもう一つは、御指摘の安全衛生規則の規定の何と申しますか、どういふ罰則その他の担

保をやっていくか。これについていまのような状態ではないのかどうかというようにもございませぬので、その点をもう一つこの検討にあたって進めてまいりたい。

そこで安全衛生規則全体につきましては、先般、実は中央労働基準審議会に改正について諮問をいたしました。これはもっぱら衛生管理の面につきまして、有害物質のこの前の点検をやりましたその結果に基づいての有害物質の規制、これを強化するというのをねらいとした改正、これは間もなく改正をいたします。それに追いつけていまい御指摘の点について、これはかねてから基準法研究会でいろいろ部会を通じまして研究をしております。その成果も見まして、引き続き今度は安全の面の改正のための検討をして、その検討の結果、できるだけ早くいままのような点を織り込んだ改正をしていきたい、このように考えております。

○小柳勇君 それから労働者の労働の実態ですね、もう休みも与えないで突貫工事をやるというような労働の実態に対して、特に調査をするようなことはありますか。

○政府委員(岡部實夫君) 建設におきましては、御指摘のその工期をできるだけ短くするということがその事業施工者の側からは非常に大きな要請になっておられるようでございます。ために、いまおっしゃいましたように、労働が過密になっていくという傾向がある。そこで、私も、災害が起きる、あるいは監督のときにいろいろ違反その他があるようなものにつきましては、これを発注者のほうにいろいろ通報いたしまして、それでできるだけそういう適正な建設事業の運営、特に労働面にいろいろ問題のある建設業者については、発注の場合にその点を十分考慮するように、特に公共事業の実施等につきましては、建設省その他にそれを通報いたしまして、発注の際に考慮をしていくということの措置もあわせてやっております。

○小柳勇君 答弁はりっぱですけれども、三段階なり五段階なりの請負をやっておりますと、事故が発生しますのは一番下請ですが、責任は一番上にありますね、元請にありますね。その中間段階の請負の実態について、たとえば丸ノ内ビルができるというんです、それを少ない監督官でそういう突撃の調査ができておられるでしょうか、現実には。

○政府委員(岡部實夫君) 全国のいろいろな現場現場すべてにつきまして、限られた監督官で完全に監督をするあるいは調査をしていくということについては、私も、必ずしもそう申し上げるわけにもまいりません。そこで、やはり安全の確保はいろいろな対策を考えております。これは国の対策と同時に、事業主と申しますか、企業者のその対策、これ自身が自主的に相当程度やっております、その場合には、その安全管理計画なりをしっかりと明示して、その計画に従って各現場でいろいろな安全管理体制を確立してやるように、こういうことで指導をいたしておりますので、その中には、いろいろ御指摘のような点についても、要するに事業を実施してまいります場合のいろいろなやり方について相当程度ごまかいことを災害防止計画の実施計画の一つとして重点業務については規定をして、それを業界に指示して、自主監督をしながら、それを今度は監督官が監督すると、こういう体制です。特に元請、下請の関係については、先ほど申しましたように、監督の面では現場だけにしないで、現場でいろいろ問題がある場合には、直ちにその現場についてのあるいは下請に出しているその元請に必ず当たるということを励行いたすようにしております。最近、そういうことでその面の成果は監督の実施の面でも相当出てまいっていると思っております。なお十分でない点はございますが、それらについては、いま申しましたような業界に対する指示をもっとはっきりさせ、さらに建設業の防災協会等もございませぬので、これらの活動をさらに強力にするようにして、監督の足らざるところはそ

の自主的な面を強力で指導するんだということと補って進めてまいりたいと、こう思っております。

○小柳勇君 もう一つ確認しておきますが、ここに孫請があると思います。いまビルを建設してございまして、その労働者が死亡したといたしますと、もちろんみずからの責任ではこれは別ですけども、その工事現場の機械なりあるいはミスによりまして死亡事故が発生した場合には、その死亡に対する補償は元請がやる、これは確認しておいていいですね。

○政府委員(岡部實夫君) 一般の災害補償の場合には事業主等が補償に当たるということとございませぬので、その事業主は、通常雇用関係を持つている事業主ということになります。したがって、下請の場合には、それを雇用している第一の責任は下請そのものだ。ただ労災補償保険の場合には、元請、下請一括してこれに加入するということにいたしましたしております。そういうことで労災保険料も徴収いたしております。したがってその責任は元請に及ぶ、こういうことと考えております。

○小柳勇君 その契約の実態が何か現場ではなかなかあてはまらないかと思ふんです。元請のほうに一切その労災の保険に入っているものと、下請、孫請がいわゆる事業主になりました、それと雇用関係がある者となります。その関係で、同じ死亡をいたしましたも補償がずいぶん違ってしまうんですが、おたくのほうの方針、将来どうしようとするか、方針を聞いておきたいと思ふます。

と、そこにやはり雇用関係というものが現実に問題にならうかと思ふます。したがって、できるだけそういう雇用関係については明確にされておることが必要であると思ふますし、私も、監督にあたりまして、そういうところが不明確なところはあわせて指摘して、問題が起らないようにこれを指導するということにならうかと思ふます。

○小柳勇君 それから事故が発生しましたあとと調査する段階で、監督官が調査いたします。そのときに、大多数の方はいい職場だと思ふますけれども、あるいはたいへんな暴力を含んだ職場もあるかも知れぬ。そういうところで監督官が行っても調査できない、調査させない、そういうような事例はありますか。

○政府委員(岡部實夫君) そういう具体的な事例は聞いておりません。ただそれまでの過程でいろいろないきさつはあったようなことはあるかもしれませんが、現実には監督をしようと思つて、いまお話しのようなことでできなかったという具体的な事例は耳にいたしておりません。

○小柳勇君 それからさらに問題が小さいから課長答弁でかまいませんが、昨年の十二月に鹿沼市の関西ポイント社宅工事現場と、本年三月の馬場先門の帝劇隣の東京会館建設現場で発生した死亡事故、この事故の概要と事故原因、責任の所在、それから事故再発防止のために行った施策について説明を求めます。

○説明員(中西正雄君) ただいまお話のございました二つの事故につきましての発生状況と原因並びに対策を御説明申し上げます。

関西ポイントの鹿沼社宅の新築工事におけるこれはクレートン災害でございますが、昨年の十二月八日の朝でございます。関西ポイント鹿沼社宅新築工事現場におきまして発生したものでございませぬが、竹中工務店の従業員である運転手が、移動式クレーンを使いまして、たまたまトラックで運び込まれてきましたコンクリート製の組み立て材を取納場所につりおろし作業中に、つり荷が地上

約四メートルくらいのところ突然急に下がりました、その下で働いておりました被害者の頭に当たって死亡した事故でございます。

この事故の原因は、いろいろ検討しました結果によりまして、どうもクレーンのつり上げ機構の部品に欠陥があったのではないかと疑いが強いようでございます。

この対策でございますが、一つは、この移動式クレーンの災害につきましては、実はこのほかにも全国的に見ますと、最近増加の傾向にございますので、来たる五月の二十日に全国の移動式クレーンメーカーを東京に集めて、そして必要な指導をいたすこととしております。

それからもう一つは、ただいまの事故の原因は一応つり上げ機構の部品に欠陥があったというふうな考えられますので、そういうことのないように、そういう面にまでできれば規制を及ぼしたいということで、構造規格の改正について現在検討しております。

それから次は、もう一つは東京会館の改築工事における墜落災害でございますが、発生状況は、これもクレーンを使いまして鉄骨組み立て作業中の事故でございます。四階のはりをボルトで固定しなかったということが一つの原因であるかと思えますけれども、巻き上げたつり金具にそのはりがひっかかりまして、そしてそのはりが落下いたしました、その下で働いておりました二人の作業員に当たりました死亡した、こういう事故でございます。

この事故の原因でございますが、調査の結果は、作業者相互間、すなわちクレーンの運転について、この場合の図を不十分であった、適正でなかったというようなことが原因のように思われます。この対策につきましては、実はこれはたまたまクレーンの運転者と、それから被害を受けました労働者の使用者が別でございます。まあ建設現場はおおむね多くの下請業者が混在している場合が多いのでございます。そういう場合の相互の

連絡調整ということが非常に災害防止上重要な問題でございますので、その対策としましては、元請会社による総合的な安全管理を従来も指導しているわけでございますが、これをさらに徹底するようにいたしたい。

それからもう一つは、ただいまのような事故の対策としましては、やはり関係労働者について必要な災害防止上の知識、技能が防止上必要でございますが、そういう面の安全教育を徹底するように、これは元請に對してしてもその指導を行なうように指導いたしたいと存じております。

以上でございます。

○小柳勇君 指導といっても、死んでおりますからね、事故が発生して死んでおるのでありますから。原因の調査なんですけれども、前のやつはクレーンが落ちたといっているのですね、ずれたといっている。これは神戸製鋼の機械だったか——これ現物を調べたんですか。まだ調べてないといっているんですけれども、調べたのかどうかということ、それから事故が発生してすぐだれが一体調査に行ったのかどうか、十分に調査ができたかどうか、その点いかがですか。

○説明員(中西正雄君) これにつきましては、調査が一応済んでおります。事故がありましたとき、これは現地の監督官が参つておりました、その当時はどういふことが原因であったのかよくわからなかつたという事情がありました、その後何回か関係者の間でこの事故を起しましたクレーンについて運転実験をいたしました結果、運転にミスがなくても、ときどき何十回に一回ぐらい割合で荷物が急に落ちるといふようなことがわかりまして、その原因がどこにあるかということについては、これは非常に技術的にむずかしい面もございまして、機械を分解しなければならぬということ、機械を分解してクレーンの調査をすること、これを機軸を担当いたしました。この機械の整備を担当いたしました。この機械の整備を担当いたしました。この機械の整備を担当いたしました。

○説明員(中西正雄君) これにつきましては、調査が一応済んでおります。事故がありましたとき、これは現地の監督官が参つておりました、その当時はどういふことが原因であったのかよくわからなかつたという事情がありました、その後何回か関係者の間でこの事故を起しましたクレーンについて運転実験をいたしました結果、運転にミスがなくても、ときどき何十回に一回ぐらい割合で荷物が急に落ちるといふようなことがわかりまして、その原因がどこにあるかということについては、これは非常に技術的にむずかしい面もございまして、機械を分解しなければならぬということ、機械を分解してクレーンの調査をすること、これを機軸を担当いたしました。この機械の整備を担当いたしました。この機械の整備を担当いたしました。

うも部品について問題があったのではないかと、いうことでございます。

○小柳勇君 これは死人に對する補償は一応けりがついてはいるようでありまして、その調査報告についてはこの委員会に提出願えますか。

○政府委員(岡部實夫君) そういたします。

○小柳勇君 第二の問題は、それは上のほうの運転している人がウインチの動かし方が適当でなかつたのではないかと、もう少しいふところがある。第二の問題についても、もう少し調査の結果を詳細に報告願います。

○政府委員(岡部實夫君) 承知いたしました。

○小柳勇君 この第二の問題、東京会館の事故も現在の調査されているものを委員会に提出願えますか。

○政府委員(岡部實夫君) 資料として提出いたしました。

○小柳勇君 わかりました。

資料の問題ですが、この間千葉で起こりました労災の事件に對しまして、監督官の調査意見というものが裁判に非常参考になるので出して、くれなにかという要望があった。ところが弁護士にもないかという調査官の意見は出せなかつた。調査報告書は消してありました。私もそのコピーをもらいましたけれども、今月の十八日に裁判があるようでありまして、基準局としては、現場で労災が発生いたしました、その事故の調査をした監督官の意見が労災補償の裁判などで非常に重要な参考になるが、それは出さないと指導しておられるのか、あるいは必要とあれば弁護士までには出せることになってはいるのか、いかがですか。

○政府委員(岡部實夫君) 裁判その他に係属した事件に關係いたしまして、直接の關係者からそういう申し入れがあり、またお知らせすることが妥当だと思われ、面につきましては、必要な資料を提出するようにいたしております。ただ御指摘の——私も見たのでございますが、監督のいわゆる報告書でございますが、これは実は内部的な書類であつてその中で全般的に——これはお出しす

ることにはしてはいるのですが、その中でたとえ特定の監督官の所見等、まだ監督署として正式な公式の意見になる前の仮定のいろいろな問題については、必ずしも外部に出すべきものではないという考えから、一部のものについてはそういうところを除いてはかの閲覧に供するようにしてよろしい、こういうことで通達をいたしてはいるところでございます。

○小柳勇君 私も、先般一カ月くらい前にそれをもたらつたところが、私にきた書類もちゃんと消してあるのです、その意見が。国会議員が国会審議をするのに必要であるにかかわらず、消してあるのだから、おそらく弁護士が言つても出さないように指導してあるのじゃないかと思ふ、通達が。私も見ましたよ、基準局長の監督署長に於て通達を。それで出さないように指導していると思ふのですが、どうですか。

○政府委員(岡部實夫君) そういう指導ではございませんで、監督官の復命書の写しを出す、これが一番資料としてははつきりするわけです。その中にいろいろな欄がございまして、その一つに、監督官が復命書の中に、監督官としての所見といひますか、それを書く欄がある。ただ、その所見につきましては、その事件についての監督官のいひば独自の所見でございます、監督署自体のものではないものも含まれてはいることもありますので、そういうものについては、それをそのまま外部に公表することは、かえつてま別の面から必ずしも適正でないと思われ、そういうことについては公表を差し控える、ただ、事件の内容その他については監督した事実等の問題については、これはそのまま公表するように、そういう趣旨で指示をいたしておるわけでございます。

○小柳勇君 労働災害が発生いたしました、そのときにその現場に行つてすぐ調査できるのは、おそらくもう労働基準監督署の監督官ですね、あと、まあ死亡事故が起こりましたら警察官であり、また労働省の監督官がその事故発生直後に見た、そののままの意見こそがほんとう

に労働災害を正当に見ているんじゃないかと思うんです。しかも、その正当に見たその意見が、やっぱり正しく労働災害の補償に生きてこなきゃならぬと思うわけですね。その労働者の監督官というものは、事業主に加担してもならぬし、もちろん過度に労働者を守ってもならぬでしょう。しかし、いま裁判で争っているのは、その監督官の意見は、その死亡した原因が事業主のミスにあって、もしそれが出るならば裁判も有利になって、なくなつた労働者が非常に有利に労働災害補償をされる、にもかかわらずその意見書が取れないという事で、もう再三問題になって、弁護士会でも問題になっているわけですよ。

そこで、わかり切つたことですけれども、労働災害を補償するという、その立場から労働者の監督官は労働者を正当に守る立場でものごとを見ていると思うが、いかがですか。

○政府委員(岡部實夫君) 監督官は、基準法の条項に照らしまして、その違反がありまます場合に、それを法に照らして是正してまいるという基本的な任務についておるわけです。ただ災害その他の場合にこの監督官の直接の任務は、それが法に照らして使用者の責任にあるのかあるいは労働者の責任にあるのか、そういうところを基準法並びに労災補償保険法等の条項に照らして、その事案に伴う責任関係を明確にしていくということにあるわけでございます。一般の民事等の事件に關しまして直接監督官がこれについて判定を下す立場にはございませぬ。ただ御指摘のように、その係争事件の処理の過程におきまして、監督官の見たとその事件についての事実関係については、これは当然明確にすることが訴訟の、あるいはそういう事件の処理の円滑な解決に資するという事で、その点については間違いない。ただ監督官の、まあいわば正式な措置あるいは公の機関としての意見になつておらない個人的な意見等が復命書にされるようなことがございませぬので、そういう面については、それを出すことが監督官の意見と取り違えられないということもございませぬ。

で、その辺についてはやはり区分をするほうが適當であらう。ただ個人的に監督官に行つて監督官に直接に話をされていると、こういうふうな場において監督官がいろいろ自分の意見を個人的に言うということについては、私も、それまでいけないというふうなことを言つておるわけではございませぬが、オフィシャルな資料として出す場合に、その部分については必ずしも適當でないという趣旨で公表を差し控えておるわけでございます。

○小柳勇君 その問題についても、私は少し違つた意見を持つておるわけですが、監督官が、もう署長に自分の意見を書いて原文を出す以上は、これは私の意見じゃないと思ひますね、これは公の意見ですから。その公の意見が必要なんです。個人の意見は裁判では必要ないわけですね。それは参考人として呼ぶ場合もありますけれども、それは裁判所の心証をいろいろ変える。ほんとうはその公の文書が重要な参考になるでしょう。これはしかし裁判が必要があれば出すとおつしやつたようでありませぬ、また必要があれば退職した人も参考人に出ると労働省言つておられるようでありますから、願わくば、なくなつた方がひとつ救われるように私は祈念をいたしました。この問題に入つていきますが、その中で、いま建設現場の死亡事故なり傷害事故が非常に多発いたしておりますけれども、それは統計に出ないものがたくさんある。潜在的なものがたくさんあります。そこで事故が発生しないように、法規の改正なり、監督官の強化なりあるいは罰則の強化なり、指導の強化なりしておりますが、なお事故が発生した場合には、次の点について私は質問いたしますからお答えを願ひます。

第一は、遺族か遺族の代理人及び関係労働組合の調査要求があれば、直ちに調査できるように措置してもらいたい。これが第一点です。  
○政府委員(岡部實夫君) 私ども、基準法のたてまえで、申告による監督ということをやつており

ますが、これは関係者から基準法違反の疑いがあるという申告がございました場合に、それに基づいて監督に当たるといふことをやっております。いまの事故の発生に当たりましたのでございませぬが、事故が発生いたしました場合に原則として、先ほどの例にございませぬように、それを管轄する所管の監督署の監督官が出向いて調査いたしておる。いまのような要請があつて、それを受けてその事案を調査することが必ずしも不十分であるというふうなことがあれば、私も、それを受けて監督署の判断をいたしました必要があれば調査をするということにいたしたいと思ひます。

○小柳勇君 必要があればということとは、遺族か遺族の代理人あるいは関係の労働組合が調査させていただきますと言へば、その監督官がそれを判断して直ちに調査させる、そのようにしてよろしいですか。

○政府委員(岡部實夫君) 私が、必要があればと申しましたのは、通常そういう場合にいろいろなケースがございませぬ。たとえばその問題について、まあ労災補償ははっきりいたしておりますが、そのほかのいろいろな民事関係の問題について問題があると、それに関連して調査をしたいというふうなことになる場合に、私も、直接その民事の事件に関連して調査をするというふうなたてまえにはございませぬので、私のほうは災害の調査、しかもそれが基準法なりあるいは安全衛生規則なりに照らしてどういふ箇所の問題があるかというこの角度から調査をいたしますので、そういう点に関連していろいろ御要望があり、私どもの調査がそれまでに行き届いていないということであれば調査をする、こういう趣旨でございまして、すべての問題について監督官が御要望に従つて調査をする、こういうことはちよつと監督官の権限以外の問題であらうかと思ひます。

○小柳勇君 いや、監督官が調査せよと言つていふのではないですよ、遺族ですね。なくなりましてその現場に、その事件が発生いたしました直ちに遺族がかけつけましよう。遺族がやはり原因を知りたい、泣きぐずれどもう調査も何もやらぬという方もおるでしょうが、その遺族かあるいはその遺族の代理人が、なんでこんなことが起こつたかと言つて、原因が知りたいでしょう。あるいは遺族も遺族の代理人もとにかくそれどころじゃない、そのときには関係の労働組合があるでしょうから、組合が、一体原因は何かということに直ちに調査をしたい、そのときに調査ができるように、この現場の監督官ができれば監督官にひとつ調査したいがいかが、よろしいと、そういう調査をしてもらいたい、こういうことです。

○政府委員(岡部實夫君) いま御指摘の点は、私どもとしては、遺族の方が満足のかれるような情報を、あるいは調査をされることが望ましいと思ひます。ただ監督官が調査するにあつて、一緒に調査するとか、こういうことのお御指摘をございませぬ、それは監督官あるいは監督署との関係でございませぬので、たとえばこういう点が非常に疑問だから、その点調査にあつてその調査を調べてくれとか、こういうことであつたらば、その御要請は十分伺ひながら、私も監督調査するのでございませぬから、その際にやはりただ一緒に調査してくれというふうなことになるかと、私どもの監督官は法律によりまして立ち入り検査権という特別な権限を持って立ち入り検査いたしますので、一般の私企業に対しては、一般の人が権限なしに立ち入り検査するということは別の法体系からどうかと思ひますので、その点はちよつとこの監督官があるいは監督署が監督調査する場合の問題と少し違つておると思ひます。  
○小柳勇君 よくわかりませぬ。だから何も監督官と一緒に調査したいと言つておるんじゃないです。監督官の調査もそれはもちろん正当だと、また警察でも調査しますから。それでもなお遺族が納得できぬ、それは監督官もその機械に精

通しているのかわからぬ場面があります。警察官もその現場でしようとの方もあります。たとえその関係労働組合の中にその機械に一番詳しい人がおられるでしょう。だから遺族は、原因は何でしょうかということをお聞きください。そういう場合に、監督官の調査の目安に遺族があるいは遺族の代理人、あるいは関係労働組合が個別の立場で調査するということは、それはたとえ監督官が、そこに立ち入りつちやいかぬと言えは、入ることはできないんですね。あるいは警察官もはかものを立ち入り禁止することもできません。それでなくて、発生しましたら調査できるように、たとえはさつきあなたは、事業主協会に現場のほうの指導強化などいろいろ訴えらると思つたから、いま私は法律改正を少し検討したいと思つたけれども、そこまでのことをいまちょっと願案がないですが、これは急ぎますから、できれば事業主協会などに書面を出して、あるいはあなたから電話でもいいから事故発生したから直ちに遺族やあるいは遺族の代理人、あるいは関係労働組合のものが調べたいと言つたら、調査やうしてくれよと、そのくらのことはできないだろうか、どうですか。

○政府委員(岡部實夫君) 結めてまいりますと、どうもその調査の中身がほんとうに調査権限を持たなければできないような調査でございます。場合によっては、これはやはりどうもいろいろな法律関係からいって非常にむずかしいと思つて、ただ、御指摘のように、関係の遺族の方がその災害が発生した問題について十分な情報をお知りになりたいという気持ちも十分わかりますので、そういうことがいまの体制の中でできるだけ便宜がはかれるものについてははかると、こういう趣旨のものでございます。私もそういうことはよく指導をしてみたい。ただ正式に権限どうこうということについては、ちょっとこれは非常にこだわるようでございますが、監督官がなかなか入りまます。これは権限に基づいて入るものがございますから、そういう御趣旨でございます。

と、ちょっと法律的にいろいろ問題があるんじゃないか。ただ、できるだけ差しつかえない範囲で便宜をはかるようにおまえのほうからも話をしたらどうかと、こういう御趣旨でございます。ならば、私も遺族の方が満足な情報を得られれば、それにこしたことはないと思つて、その辺は指導の問題であらうかと思つて、いまの御指摘の点は、私の申しましたように、ちょっと回わりくどいんですが、どうもちょっと法律的に問題があるように思つて、そういう趣旨で指導をしてみたいということにいたしましたと思つております。

○小柳勇君 それは第一の例で申しますと、つり荷が落ちまして頭をぶち割つた。本人がなぜ逃げなかつたかという本人の過失があるいは機械をつけたときのミスか、あるいは運転手、操作のミスか、そういうものは時間が経ちますと調査できないのです。この前の例でも、私が結果を言いますと、初め防災の補償のほかに見舞金五十万だったのが、ずっと調査をしていって、結論は千三百三十万まで補償が出ています。これは調査の結果でしょう。それからあの東京会館のは、まだ一カ月前の前の話だけれども、復元をして事故調査をやらしてくれぬかと言つたら、私が言ったのです。ところが、労働省のほうは、発生したのは三階と四階になっておりますが、今は四階から五階になっております。もう時期が過ぎていまして、調査できないわけですよ。したがって、その事故が発生したときかけつけた遺族や遺族代理人は、当局の調査ももちろん妥当と思つて、みずからやうて、専門的にみましようから、法改正ができるならば法改正も考えなければなりません。簡単にはいきませんが、いま言われたように、基準局長が各現場の監督官などに指導し、かつ事業主協会などに、問題が発生した場合の対策について、機会があればそういう指導をしてみたいと思つて、第一の問題はまた

私もう少し勉強しますが、第二の問題は、基準審議会に建設防災対策のための特別部会、また新しい審議会を設置して、専門家をば関係労働組合とともに対策を構成実施してもらいたいという要望があります。いかがですか。

○政府委員(岡部實夫君) 中基審には防災部会と、災害防止のための部会を設けておられます。そこで重点職種、港湾とかあるいは林業とか、建設業とか、そういったものを中心に取上げることにしております。その場合、特に建設の問題をやる場合に、必要があればさらに専門部会をつくるということになっております。そういうことで防災部会中心にさらに必要があれば建設部会をつくらせて進めていく、こういうことであります。

○小柳勇君 思いつきもありましたが、これは組織上の問題で、防災の審議会の建設部会に一名総評という大きな組合の代表を入れてくれぬかという要望がありました。これはまた別途おたくのほうの関係者と組合のほうの関係者が相談するように話を取りつけましたから、この問題は質問を省略いたします。

きのう三問質問を請しておりましたけれども、一問と二問いたしましたして、三問はこれを保留しておきます。

あとの東京会館の問題は、現在の調査記録を委員会に出していただきたい。

以上で質問を終わります。

○政府委員(岡部實夫君) 承知いたしました。○吉田忠三郎君 かなり時間を経過してしておりますこと、それから防災問題については小柳委員から詳細に質疑が行なわれましたから、私は、端的に三、四点だけ何って答えを求めておきたいと思つて、これは非常に労働省側から見れば、いやな質問だと思つてもいいから、誤解のないようにして明快な回答をしていただきたいと思つております。

いままでの労働災害について小柳委員の質問、答弁を聞いておまして、岡部局長はなかなか答弁をじょうずにされていきます。肝心なところにくると非常にわれわれ理解できないような答弁が出るので、そういうことを含みながらひとつ、建設労働者についての災害の状態は答えられたとおりにだと思つておられます。伺いませぬが、その中ではやはり幾つかの原因があるけれども、労働省の監督官の責任が一体あるかないかという問題、私はあると思つて、やはり監督官が厳重に監督指導、調査、欠陥の指摘、つまり突っ込みが足りない。こういう問題がこの災害の幾つかの原因の一つにやっぱりなつておると思つて、この点一つ。

それから二つ目は、いまの質問の中にもございましたけれども、非常に関係者、つまり被害者あるいは遺族の方、関係の労働組合の方、問題が発生したあとの処理の問題として当然補償の問題あるいは諸条件の問題等々、いわゆる交渉といふか、話し合ひといふか、そういうことが行なわれます。その場合に常に問題になる。いまの質疑の中でも私もちょっと理解できませんが、その責任の所在というのが非常に不明確です。ですから非常に問題が複雑化をしております。水かけ論になつちやう、こういう問題が現在あるわけですね。そのために関係者は非常に困つておるという実態は、これは岡部局長、全国的な問題取り扱つていまして、経験して思つて、こういう問題を説明するには一体どうしたらいいかという問題については、さっぱり具体的な、納得のいくような理解が私どもでもできませんが、これもそんなにむずかしいことではないわけですから簡潔に明快に答えてもらいたい。これが二つ目。

それから三つ目は、いまの質問にもありますが、ここが岡部局長の答弁が非常にじょうずで、大事なところにくくと何かさっぱり私どもの能力では判断のできない、理解できないような答弁になつておる問題の一つであります。被害者であるとかあるいはその代理人、あるいは関係している労働団体、法律的には労働組合ですね。こうい

う方々が調査を求めるといふのは一体何かという、法律の問題じゃないのですよ、これは。あなたは法律上問題があるというような答え方をしておりますが、私どもの理解では、われわれの経験した勉強の範囲では法律の問題じゃない、これは。法律的には監督官です、権限を持っていてるわけですから。ですから労働組合なり、いま申し上げたように、被害者なりあるいはその代理人が調査を求めるといふのは法律的問題ではなくて、これもあなた方非常に耳ざわりが悪いかも知れませんが、私はざつとばらんに申し上げますけれども、あなた方のほうとすれば、先ほどもちよつと小柳さんも触れたけれども、なかなかこのところはいままでどういう指導をしているのかわかりませんけれども、それが出てこない、調査の結果が。ですからそこには不審がある、疑問点が生ずる。わかりますね、不満が生ずる。だから自主的にさいぜん申し上げた関係の方々が調査を求め、こういうことになる最大のやっばり原因は、

業務上知り得た秘密であるということと、その理由を明らかにしない、明示をしない。労働者側とすれば、これは局長ね、法律の問題ではない。これが説明されたら、こういう問題は発生しないのですよ。ですからこのところをもうちよつとわかりやすいように説明していただきたいと思う。私の経験と私の意見を申し上げれば、この程度の問題は、それはいろいろな何と申しますか、事例によつて多少の相違はあると思ひますよ。あるけれども、一般論としては、常識的には少なくとも当事者には当然この種の問題はすべて知らせてあげなければならぬであらう——これは私の意見です。そうしてあげることがつまりまた労働省としての行政の親切であり、ほのほのとした私は行政ではないかと思う。なぜ私がこういう意見を申し上げるかというと、これは釈迦に説法でありますけれども、自賠責にいたしましたも、災害補償法にしても、これは被害者保護の立法精神なんです。法律を制定したときの精神というのは、被

害者の保護なんです。ですからそういう立場から私は意見を言っているのであります、そういう点で考えてみると、少なくとも当事者にはその点では知らせておくべきものではないか、こう思うのです。これが三つ目ですね。

それから四つ目は、何といたしまして、いまのような現状、いまのような体制、その中における仕組みの状態では、どうしても被害を受けた、特に死亡したという方々には、いかに法律上あるいは労災法上それぞれ所定のきめられた補償額があるとしても、人の命というものは金にかえられないです。それでしよう、局長。だとすれば、残るのはやはり感情が残りますね。そういう点で、われわれが考えている以上にやはり不審の点であるとか、あるいは疑問の点が残りますね。そういう場合においても、いまの労働省の監督行政の中で、再調査をするということはほとんどないですね。それはたまたまはありますけれども、ほとんどないといつても過言ではないくらいの実績しかございません。ですからこういう点についても、やはりそういうものが出てきた場合は再調査をしてあげる——結果はもちろんわかりませんが、結果は、やはり再調査をしてやるというぐらゐの積極行政、これがほんとうの労災法に於いてのいわゆる法の精神、たてまえから見ると、その行政というのは血の通つた行政になるのではないか、こう思う。

調査権を持つていますからできませうけれどもね。しかしこれは百歩譲つていいが、当事者間ぐらゐこの点は明らかにするということは当然じゃないでしょうか。これが四つ目です。

それから先ほど申し上げたように、繰り返して言うけれども、業務上の秘密といつたって、そこで知り得た秘密だからといつたって、その関係当事者、これは先ほど小柳委員は、われわれ国会の調査権なり、審議権を持つておられますが、そのところさえもはしよつてくるのではないかという意味のことを言つておりましたが、このところはいろいろなあれがあると思ひますよ、特に裁判上の問題になつてきますからね。しかし、まあわれわれは百歩譲つて、やろうと思へば、われわれは答弁のしかたによつては質問しますけれども、これはほとんど小柳委員が詳細質問していただきますから、なるべく私は時間をとりたくないのです。

ついで、先ほど小柳委員の御質問にお答えいたしました、私の真意は、労働省は、御承知のように、労働者の保護を考えていくと、これはもちろん第一義的なあれでございます。そこで個々のケースになつた場合に、さつき申しましたように、やはり被害者の遺族の方がいられる状況について十分納得するまで、いろいろな事情を知りたいというところは当然なことであらうと思ひますので、そういう面については、できるだけ御協力をすべきだという基本線は考えているわけです。ただ、先ほどのはちよつと私も申しましたように、若干法律的に過ぎますけれども、一般的にそういう場合の調査権を認めるということについては、これは法律上の問題がございます。そこで、いま先生の御指摘のように、それは法律問題じゃない、事実の問題としておまえら協力しろと、こういうお話でございますならば、それは個々のケースにつきまして、私どもの知り得たことについて十分お話もいたしますし、その問題についてどうしても調査したい、私も、なるほどまだこういう点にも調査が不十分だということであれば、私どもの監督官のやるものでありますれば、

「委員長退席 理事上原正吉君着席」  
当然それをさらに進めていくとかいうことで御協力をしてまいることについてまでやらぬと、こう申し上げておるわけではございませんので、事実の問題として、そこいらを実情に合わせて被害者の関係者、あるいは関係者の気持ちを十分くみ取つて、納得のいく方法で協力せよということでございますれば、私も喜んで協力をすることと進めてまいりたい。

それからいまの資料の提示等につきましては、私も、いまの監督のための復命書を実はそのまんまコピーにして関係者にお渡ししているわけですから、これ自体も実はどうかという点もあるのをごさいますけれども、それが一番はつきりするだろうということで渡してあるのです。ただ、すべて全部出したらいじやないかということにつきまして、たとえば文書で出しますと、その文書が

いろいろ……。  
○吉田忠三郎君 当事者問だよ、ぼくの言っているのは、すべてというのはその当事者にすべてということですよ。

○政府委員(岡部實夫君) いや、文書でそのままお渡しすることは、当事者からその文書がそのまままたいろいろなところで文書として利用されるということもあるかと思えますので、その点は若干慎重に考えておられるわけですよ。と申しますのは、監督官が参りました場合でも、その所見で必ずしもはつきりしないようなものがあるわけですよ。したがって、ただこういうふうな思われがどうかというふうなことも現実にあるものでございまして、それが文書で関係者だけにどまっておればよろしいのでございまして、文書にして出しますというところは、やはり関係者からその文書がほかへ行くということも考えてみなければならぬということになる。したがって、先ほど申しましたように、関係者の方が直接おおいでになって、口頭でいろいろなことをお話をする、もつとこういう点はどうかということについて御説明するということはおしてあります。したがって、文書で要請された場合に、それを出すかどうかということについて若干そこに問題があるということをお話し上げたいわけでございます。

それからなお、最後におっしゃいましたいろいろな事案について、また関係者から調査が不十分だ、もつと再調査しろというふうな御要望がある場合、これについては、そういうことが私どもも不十分だということ、また関係者の方が納得されていない場合には、必要により再調査をするように、これは積極的に心がけていくというふうにしてまいりたいと、こう思っております。

○吉田忠三郎君 局長、あなたはたたくさんの事例を経験しておりますから、  
〔理事上原正吉君退席、委員長着席〕  
そういう答えになる。より慎重になる。その意味はわかりますね。わかりますけれども、たとえ

ば口頭でそうした経過についても申し出がある場合にははしていき、している場合には適切であつたら納得しますよ。ところがそうはいらないと思うので、こういう逆の問題が出てくると思うんですよ。ですから、あなたのほうが必要であるかどうか、再調査について、その事案によっても違ふと思えますよ。しかし一般論としては、これはそう思つてみたつて、相手が先ほど申し上げたような諸条件が伴つて、これは違ふじゃないか、あるいは不満があるんじゃないか、疑問点があるんじゃないかと言つた場合に、これは再調査をやつてやるくらいのこと、労働省としてはとるべき措置じゃないか。重ねて申し上げますけれども、労災法の精神はそんなだから、それが血の通つた労働行政じゃないか、こう思つてますよ。

それから監督上の指導の問題、自主的に調査をするという場合の点から出ているんですが、あなたは別な問題で、監督行政は強力に——強力が非常に強い印象を受けますが、強力な指導を行ないます、そういう行政を行ないます、ということを先ほど答へられましたね。そのくらいに強力という強い表現使つたんですが、そのくらいの意欲があれば、この問題についても強力な——あなたのことをかりて言うんですが、強力な指導あるいは監督行政というものを言つていいじゃないですか、これは。これも釈迦に説法ですけれども、労災防止というのは、ただ単に監督行政だけじゃありません。事業主あるいは企業、これは災害を好んで受けるあほうはいませんが、最大の被害をこうむるのは労働者ですから、労働者一人一人も、この問題については真剣に取り組まなければならぬ。それで、災害防止ということには、そのためには啓蒙ということも必要じゃないですか、ときには教育も必要でしょう。それから監督行政の中から見ると、企業主あるいは事業主から見た調査というものもあるでしょう。企業主あるいは事業主から見た調査というものもあるでしょう。労働者みずから見た調査というものも必要じゃないかと思つてます。そういう幾つかの調査の結果が総合されて、帰するとこ

ろは労働災害を防ぐということに私は連なっているものだと思つていまして、ですから、そういう関係者あるいはその団体が調査をするという場合に、何が一番問題になるかという、先ほど来言うように、ぼくは法律のことを言うのじゃない。最大の壁は企業者側あるいは事業主がこれを阻止する、はばむ、これが最大の壁なんです。では、災害防止の役に立つかという、なつていないと思う。そこで、はばまないように、それこそあなたの言をかりて言うと、強力な監督指導行政というものが必要じゃないかと、こう言つていまして、簡単でいいですよ。

○政府委員(岡部實夫君) 第一点の再調査の要求といふことは、調査をさらにしたらどうかというお話の問題については、これは先ほど申し上げましたように、関係者の方からそういう御要請が具体的にあり、ごもつとも、こういうことでございまして、再調査をいたします。これは積極的にやつてまいります。

それから監督指導並びに、特に事業主に対するものにつきましては、私どもは、基本的に労働者の保護をするためから事業主側にいろいろな要請をするわけでございます。したがって、現実には必要以上いろいろな関係者の調査を拒否するということ、事業主の態度がはつきりする場合には、それは私どもとしても、事実の問題として協力を要請するように、それは強力に進めていく、それが事案の円滑な解決に資すると、こういうことにならうかと思つてます。その点は、運用上そういうふうにしてまいりたいと思つてます。特に事業主について、非常に故意といふか、非常に悪質にいろいろな事案を処理されることがございます。これらについては、現在でも非常に強力に指導し、基準法の基準に基づいての措置をとつておりますが、いま御指摘のような点について、今後視点を労働者の保護に十分合わせながら必要な指導は強力にやつてまいり、こういうこと

○吉田忠三郎君 おおむね大体答へられましたから、だいたい理解できたんですが、局長、決してぼくは監督行政を非難したり、批判をしようという考え方で見ているのじゃない。たまたまいまのことばは、労働者に視点を合わせていろいろな行政あるいは監督をやるといふことですから、理解するのですがね。行政法との関係で、これは定員の不足しておりますことは承知しておりますけれども、少ない監督官で、事業所もどんどんふえていく、非常に苦勞しながら、オーバーワークしながら監督行政を進めておられます。その努力を認めて、認めていけるけれども、ちまたの声というのは——公正無私な立場で、特に監督権をもつて監督指導しなければならぬときに、ややともすると、監督官は労働者のほうを向かない。事業主、企業主のほうだけ、いまあなたの言う視点がこちらにいていまして、こういう声なしとしないんです。だから、こういう問題が出てくる。この点は、大臣そこに参りましたが、再三三回申し上げるようだけれども、労災法というのは労働者を保護するということが最大の精神なんだから、法律を制定したときにね。ですから、そこに立ち返つて監督行政を行なうことを強く要望しておきたいと思つて、前の質問との関連がわからぬと思つて、局長から聞きながら答弁をしてください。

○国務大臣(野原正勝君) お話をよく伺つていなかったんですが、いすれにせよ、労働基準局の任務は、やはり労働者の保護、従業員の方々の安全衛生を守るといふ観点からなされておることとは、御指摘のとおりであると考えます。その労働者の安全のための施設、そういうものについては積極的にこれを講ずる必要があるという点では、御指摘されました諸点につきまして、今後也十分注意してやつてまいりたいというふうな考え

○吉田忠三郎君 最後に、基準局長に伺つておきますが、先ほどの小柳委員の質問で、労働安全衛

第七部 社会労働委員会会議録第十三号 昭和四十六年五月十三日【参議院】

生規則のつまり検討を二つ申し上げましたね。そこで、これは去年の時点でもございましたが、非常に屋外労働が多様化してまいりましたが、屋外労働についての安全衛生規則等々については全く不十分です。これは去年私が指摘をしたところですからね、これは会議録をごらんになればおわかりになります。その場合に、四十六年度の段階で検討いたしまして、これはあなたの前の局長が答えていますよ、記録に残っていますから。それは検討されていますか。あるいはこれから検討をさらに継続しようとしているのかですね。こういう機会ですから……。せっかく私は積極的に検討すべきだと、場合によっては規則がいろいろあるいは労働基準法のほうがいいのか、いろいろな問題があると思いますが、いずれにいたしましても、やはりこの種の問題は後手、後手じゃなくて、やはり多様化してまいっておる屋外労働というものの全体をながめて先取りをしていく、こういう施策というものが必要だと思っておりますがね。

○政府委員(岡部實夫君) 御指摘の点は、先ほど申しましたように、安全衛生規則の改正について検討しております。その一つは衛生面、もう一つは、いま御指摘の安全面中心でございますが、その中で、屋外労働関係の安全の確保の点につきましても十分でない、これは御指摘のとおりでございます。いまその点もあわせて検討いたしております。したがって、さつき申しましたように、順序といたしましては、最初に衛生の問題を取り上げ、そのあと引き続き続いてできるだけ早く安全の問題を取り上げたい。その際、御指摘の点はその一つの検討の重要な課題になっておまして、それをできるだけ織り込んで進めていく、こういうことにはいたしております。

○委員長(林虎雄君) 他に御発言もなければ、本件に対する本日の調査はこの程度にいたします。

○委員長(林虎雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。  
田淵哲也君が委員を辞任され、その補欠として中沢伊登子君が選任されました。

○委員長(林虎雄君) 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案を議題とし、これより質疑に入ります。  
御質疑のある方は順次御発言願います。

○小柳勇君 衆議院の本会議のために、私に与えられた時間は二十五分のようにありますから、きょうは総論的な問題を質問いたしまして、あと具体的な問題は後日に譲りたいと思っております。  
まず第一は、大臣にお伺いいたしますが、現在の日本の失業者の実態及び求人求職の実態など、現在とそれから将来、たとえば来年なり再来年失業者がふえるかと判断しておられるか、あるいは失業者はあまりふえないかと考えておられるか、まさしくこういうところから質問いたしたいと思っております。

○国務大臣(野原正勝君) 具体的な数字等につきましては局長から答弁をさせていただきますが、わが国もいよいよ労働力不足の時代に入ったということからいたしまして失業者はふえない、ただし中高年齢の方々については、これは就業を促進するためのいろいろな対策が必要であるというふうに感ずるわけでございます。全体的に見れば、失業者はふえないで、ますます労働力は不足してまいる時代に入ってきたと、かように考えます。

○小柳勇君 いま人間の寿命が延びまして、これは諸外国もそうでありまして、日本でも平均寿命が伸びてまいりました。いま官庁でもあるいはほかの会社でも、規則があるところもあり、ないところもあります。定年制というものがあつて、ね。もうずっと昔から大体五十五歳ぐらいを中心定年制というものがあつて、ところが、いま五十五歳というのはまだ働き盛りでありまして、それで定年が過ぎてなお十年なり十五年新しい職

場を求めて移動していく、そういうところにも求人求職の関係が非常にありますが、定年制の延長ということば、最近労働組合でもそう言っている、世間一般求めておりますが、労働大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(野原正勝君) 定年制の問題につきましては、先般、労働問題懇話会におきまして、労働者側及び使用者側、それと学識経験者の皆さまの御意見を伺ったのでありますが、異口同音に、現在の定年制はこれは当然延長されてしかるべきものではないかというふうな御意見でございました。これは早急に検討する必要があると、その前提としていろいろの問題があるわけでございますが、年功序列の問題であるとか、あるいは定年制を一体どの程度まで延ばしたらいいかというふうなことは、まだ意見が統一されておられません。したがって、まだ意見が統一されておられません。したがって、当然寿命が延びた以上は相当延ばすべきだというふうな御意見が圧倒的に多数でございます。そういう点で、これからはできるだけ早く検討を終わります。定年制の問題は進めてまいりたいと考えております。

○小柳勇君 国会など、参議院のほうでは参事が大体六十二、三までも元気で働いておられますね。だからいま五十五歳の定年などというものは、実際これはもつたないと思つておられます。日本の経済再建の上でももつたないと思つておられます。そういうものがこの中高年齢促進法の一つの思想でもあると思つておられます。だからそういう点をひとつ事あるごとに閣議あるいは集會などで御発言を願いたいと思つておられます。

次の問題は、中高年齢者の適職をやつぱりつくりなければならぬですね。いくら法律はつくりましても仕事がないわけですから、人間のほうを養成すると同時に、老人向きの仕事をうんとつくつていかなければならぬ。これにはどういう構想がございますか。

○国務大臣(野原正勝君) その問題につきましても、仕事に人の能力を合わせていくということが

いままで考えられておつたようでありまして、人間の能力に応じて、それに適応するような機械を採用するというふうなことが当然必要となつてまいらぬと思つておられます。そういう問題につきましても検討を願つてお承りしておりますが、これは人間を本位とした問題として、特に新しい機械化等は、そういう面で人間を本位にしたものに進めてみたいというふうに考える次第です。

○小柳勇君 機械化などでどんな世の中は変わっていきますけれども、新しい機械でも、これを若い人だけが扱わぬでも、年寄りだつていいわけですから、からだを動かさぬで頭だけですから。新しいとえばコンピュータなども、新しい学習の人を養成していきましても、みんな職場のわかつた中高年の方でもコンピュータの養成をすればできないことはない。局長から聞きましようか。中高年齢者の造成というもののについて何か具体的に構想があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(住業作君) 中高年齢者の適職の開発、非常に重要なことでございます。この法案にも中高年齢者の雇用の規定を置いておられますけれども、現在、官公庁等におきまして若年労働力あるいは中年労働力、こういう方々よりもむしろ中高年齢者のいままでの経験なりあるいは判断力、あるいは集中力、そういうことから考えて、むしろ中高年齢労働者を使ったほうがいい、こういう職を三十三ほど指定しておりました。そこに雇用率を設定して、まず政府が率先して中高年齢者の能力を生かすと、こういうふうな体制をとつておられます。現在、その達成率は、職種によつて実は違つておるのでございますが、おおむね九〇%ぐらいになっておられます。それから民間等におきましても、約七十職種ほどの中高年齢者向けの職種というものをきめておまして、そういう職種に中高年齢労働者を雇入れ、こういうことで、私どもはもちろんでございますが、民間事業主を通じてもそういうところで中高年齢者の能力を発揮するようなことをやっております。いま



までわが国の労働力というものが非常に過剰でございましたので、むしろ仕事本位に考えておりました。そこに人をもつてくると、こういうことございまして、いま大臣が申し上げましたように、今後の労働力の状況を考えますと、やはり人に合わせて仕事をもう一度見直す、こういうことが非常に大事になってくると思うわけでございませぬ。労働省でもいろいろ検討をしておるのでございますが、やはり基礎的な研究が必要でございませぬので、職業研究所という機関がございませぬ。これは雇用促進事業団の付属機関でございませぬ。そこで現在、そういうような中高年齢者の体力、能力、いろいろな点を勘案して、中高年齢者の適職というものはどういふものであるか、あるいはまた仕事についてどういふように変えれば能力が十分發揮できる、こういうような研究を鋭意進めておるわけでございまして、そういうようなこと大いに中高年齢者の方々が職場で能力が發揮できるような施策を進めていかなければならないというふうに考えております。

○小柳勇君 質問通告しておりませんから、数字がぼんと出ぬかもしませんが、いま身体障害者雇用促進法という法律がありまして、官庁なり会社なり義務づけておるのがあります。官庁五％あるいは会社四％と思はれますが、その身体障害者雇用促進法による雇用率は完全に消化されておりますか。

○政府委員(住業作君) 実は四十三年の十月に、大体三年程度の目標で、身体障害者の民間事業所における雇用率、これは一・三％です。それから官公庁におきましては一・七％。この目標を達成しようではないかというところで雇用率を設定して、現在その目標に向かって努力をしておるわけでございませぬが、ごく大まかに申し上げまして、大体ことし中にはその目標が達成できる情勢でございませぬので、さらにこの雇用率のパーセントを上げて、さらに一歩飛躍して身体障害者の雇用を促進していこう、こういうような態勢をとつてまいりたいと思はれます。

○小柳勇君 この身体障害者雇用促進法、この委員会でも非常に論議したわけですが、役所五％だと思つたんですが、一・七％ですか。さっきの定年制延長との問題とも関連して、たとえばいま定年制を延長せよと言つても、なかなかこれは不文律あるいは文律の規則がありますからできないから、たとえばことし定年にきた人は、五％なり一〇％、定年を、やめることを延長せよ——それは雇用率の設定と一緒にしようけれども、あとで雇用率の設定については聞きますが、労働大臣、そういうことをたとえれば会社なり官公庁に、現在あるところはことしは五％だけ定年延長せよ、やめるの延長せよ、こういうことを閣議などできめて、行政指導できぬでしょうか。

○国務大臣(野原正勝君) ただいま御提案ございましたが、そういう形ではいくのがいかどうか、定年制につきましても、各方面とも、当然定年制はこの際延長すべきだという意見でございませぬし、同時にまた、定年になる方の処遇については、再雇用の形がいいのか、従来の継続のままでいいのかどうか。従来の継続のままでいきますと、年功序列賃金体系というものが何かと障害になつてくる問題でございませぬ。また若い人たちは、やはり能力が必ずしも十分でない年齢の方が高い給与をもらうということに対する不自然、矛盾を感じておりますので、そういう面ができれば早く合理的に考えられるという段階が望ましいと思はれますが、各企業ともみなそれぞれ人はほしいのでありますから、優秀な人ならば、おそらく定年になりましても残つてもらいたい方がたくさんあると思はれます。そういう場合については、できるだけ条件等はひとつ本人との間に納得できるようないい条件を与えて、定年制を延長というかあるいは再雇用というか、そういう形で、一たんやめたら一般の社会に出てしまつて、いままでの勤務しておつたところとは無縁な存在になるというふうなことで、惜しいわけでございますから、御趣旨のような点を至急に詰めてみたいと思はれます。

○小柳勇君 それに関連しまして、官公庁における中高年齢者の雇用率の設定の問題ですね。ことばでは聞いていますけれども、いまの定年制延長すらできないならば、そういう雇用率を設定しても、なかなか中高年齢者を雇わないのではなからぬかという気がいたします。そのところ、この法律案の精神を御説明願ひます。

○政府委員(住業作君) この法案の目的にも書いてございませぬように、とにかく能力に適合した職業に中高年齢者がつかれる、それで職業の安定をはかる、こういうのが目的になっております。そこで、この法案におきましては、そういう中高年齢者に向かふと思われませぬ職種、これをきめまして、その職種について中高年齢者を——これはまあ身体障害者の雇用率のような低い率ではございませぬが、その率を設定をいたしました。その率以上には中高年齢の方々がその職種について働いておられる、こういうようにするのが雇用率の趣旨でございませぬ。これはもちろん強制的なものではございませぬ。努力義務として設定しておるわけでございますが、さらにそういうなかなか達成できないあるいは達成しない、こういう事業所があった場合には、この法案でやはり労働大臣がそういう事業所に対して雇い入れるような要請をする等の措置がとれるようにいたしておるのでございませぬ。

○小柳勇君 まあ、定年制延長の問題も早急に具体案を出していただきます。同時に、この雇用率の設定と口では言ひましてもなかなかたいへんでありませぬけれども、これを達成していただく。そこで、あと失業の問題に入っていきますが、定年がきてやめていく、あるいは会社が倒産して失業する、そういうようなことで失業者が発生するわけでありませぬが、言ひなれば現在の失業者の方々、たくさん求職者の方がおられますけれども、その人を一応就職せしめて、そして現状のままずっと一年か二年、各会社とも定年を延長していくといひますと、特に今度のこのような法律は、一年か

二年、その間だけは要らぬわけですね。現在発生している失業者を就職せしめますね、それがまず一つ。それで定年を全部延長しますね、そうしますと倒産する会社のその人だけを就職せしめると完全に就職できるわけですね、完全就職ですね。そういう理念が一番大事なことではございませぬので、一体、失業というものはどういふものかという、まずそこらからいかなければならない。私は、そういうことをずっと考えますと、いや、そうじゃないのだという理屈もあります。それはあとで言ひませぬけれども、一体、失業というものはどういふものか、それをひとつ説明してもらひたいと思はれます。

○政府委員(住業作君) 失業の定義でございませぬが、現在、先生御承知のように、労働力調査、これは総理府で労働力人口の就業状態を調査している統計がございませぬ。そこで完全失業者という者がどれだけおるか、こういう調査をしておるわけですが、そこでは、現に就業していない、就業の意思を持っておる、そして求職活動をしておる、しかも、なおかつ就業の機会が得られなかつた、このことが定義になっておるわけでございませぬけれども、その際に、一週間に一時間も要するに賃金を受けて働かなかつた、こういう厳格な定義になっておる。まあ私も、ごく大まかに申し上げまして、失業というものは、就業の意思と希望を持っておる、しかも具体的に求職活動を行なつておる、これが失業者であるというふうに考へます。

○小柳勇君 定義も私はずっと考えてきました。きょうもたくさんの方が陳情に見えて、たとえば福岡県などの産炭地域など、閉山をしましてもう五年なり十年、たとえば農業に従事してるといふけれども、農業というのはほんとのネコの額ほどしかない。商業というけれども、その商業は、かつて隆々と栄えていた炭鉱に依存しておつた商業で、もう商売もほとんどただ形だけの商売である。そういうところに行くと、いわゆる失業のいま申されたような定義は通用しないというわけ

第七部 社会労働委員会会議録第十三号 昭和四十六年五月十三日【参議院】

です。で、きのうも職安局長に電話をして、たとえば飯塚の職安では、開就で四十五年度の実績を持った方で、五百人ことは締め出されておりますぞと、これは現地の所長認めてあるようでありますが、それから田川の職安では七百人から千人、あるいは千四百人ぐらゐあぶれておりますぞ、こういう話がある。だから、そういう地域では、いわゆる失業の定義というものが、もうほとんど地域全体の人がそれに入るか——定義ではないけれども、実質の生活はそうですぞと言われたら、きのう私は局長に電話いたしましたけれども、これは地方議員の方もたくさん見えておりましたから、その実態——これは筑豊炭田地帯だけではないかと思うんですね、常磐炭田地帯もそうじゃないかと思う。あるいは北海道もそうじゃないかと思つておられます。現在就業をしておられる方々でも、その仕事があつたといふ自分の意識面から見て不満である、こういうようなことで他に転職したいとか、あるいはさらに追加して働きたいと、こういうような方々だと、あるいは非常にその所得の水準が低いと、こういうようなことをまあ不完全就業というふうな表現で問題としてとらえております。日本の場合は、御承知のように、非常に諸外国に比べて就業構造の近代化という点でおくれている。私も、現在そういう意味での不完全就業が逐次解消されてきておると思うのでございますけれども、いま御指摘になりましたように、たとえば産炭地域とかあるいは同和地域、そういうところで御指摘のような問題がある。そういうような意味で、そういう非常に失業情勢の悪い地域、こういうところでの雇用対策をどうしていくか、もちろん基本的には地域振興をはかつて、その地域における雇

用機会の造出をする、こういうことも必要であると思つておられます。と同時に、なかなかそれは先のことにもなるというふうなことでございしますが、そういう場合には、たとえば公共事業とかあるいは労働省でやっております、先生御承知の緊急就労事業、産炭地域の緊急就労対策事業とか開発就労事業、あるいはこの法案の趣旨を生かすものとして特定地域の開発就労事業、そういうような特別に就業を目的とした事業をやることによりまして、当面の失業対策、さらには将来へのその正常雇用機会の造出対策、こういうふうな対策を積極的に進めていくべきであらうというふうに考へておられます。

○小柳勇君 わかりました。時間がまいりましたからこれで終わりますけれども、いまのことばの中で失業多発地帯というものは、たとえば産炭地域、過疎地域あるいは同和地域その他ということであつたらうに確認していいですね。あとまた具体的にたくさんありますから、具体的な問題この次にいたしまして、以上で私の質問を終わります。

○政府委員(住業作君) この法案で規定しております特定地域は、御趣旨のような線で私も考へておる次第でございます。

○渋谷邦彦君 きょうは、衆議院の本会議等があつて、相当時間が限定されておりますので、大まかな点についてお尋ねをしておきたいと思つておられます。

申すまでもなく、昨今非常に求人難というものが社会的課題として組上りのつております。しかしこれはあくまでも若年労働者を対象とした問題であつて、やはり高度経済成長のひずみというものが、今日失業というきわめて社会的不安というものを醸成するような要素も一方においては残されておる。しかも老人人口の逐年増加に伴つて、おそらくこの十年間には相当の範囲が広がるであらうと推定されているわけでありまして、先ほど質疑応答の中にあつたようにございまして、先ほど、まず非常に大きな問題としては、現在の日本

の経済構造というものから考へてみた場合に、失業といふものは絶対なくなるものかどうかという疑問がやはりぬぐい切れぬ。おそらく現状のままでは推移するところならば、必ず失業者はあとを絶たない、こういう判断が私自身は成り立つてあるらうというのを非常に心配するわけであつて、その点については、労働大臣はどのようにお考へになつていらつしやいませうか。

○国務大臣(野原正勝君) まあ大きく言うならば、日本経済は発展の過程、成長過程にありまゝで、労働力不足の情勢にあるわけでございますから、そう大きな失業者が発生するとも思はないわけでございますが、しかしその中にもやはり倒産をする会社もあつて、あるいはまたいろいろの面である程度失業者は出てくる場合も少なからずはない。特に中高年齢の方々は定年退職をした、それをほうっておきまゝと、それはみんな失業者に入つてまいりますから、やはり定年制の延長等の問題もあるわけでありまして、絶対に失業者が起きないというふうな情勢といふものはなかなか容易でないといふことからはして、その職業についていた中高年齢の方々にどうして一つの職業についていたかといふようなことと、これからは職業の指導あつせんあるいは職業の再開訓練といふふうなものも特に力を入れていこうということも考へてきたのが中高年齢者雇用促進の特別措置法でございますが、そういう観点から、これからは特に中高年齢の方々に對しては手厚い対策を講ずる必要があつたらうに考へておる次第でございます。

○渋谷邦彦君 そこで、中高年齢ということ自体が非常に微妙な響きを持つわけでございます。満三十五歳以上上限なしということが原則になつておるようでございますけれども、先ほど申し上げましたように、労働人口が激増する、それと裏腹に非常に憂慮されることは、むしろ高年齢者、いまここで御指摘申し上げたいことは、高年齢者の再就職難あるいは失業によつて起こるいろいろな問題の解消、それは一方になるほど社会保障制

度の充実ということもございませう。けれども、それも短兵急にはなかなか過去の例から考へてみるとできない。ならば、まず抜本的な考え方の一つとして、そういう問題が起つたときに、政府としても当然いろいろのことを想定し、そしてそれに対応する措置といふものを考へる中に入れて進めておられるんじゃないかといふふうに思つておられますけれども、ことに、職業訓練あるいは職業指導によつても、先ほどの局長の答弁がありましたように、はたして適応性があるかどうかということも問題でありませうし、そうしたことを総括して、特に高年齢者に対しては、その失業対策について、どういふこれからの展望に立つた構想を持つておられるのか。その点いかがですか。

○国務大臣(野原正勝君) 御指摘のとおり、中高年齢、なかんずく高年齢の方々に對して、はたしていかなる対策を講ずべきや、これからは最もこれが重大な問題であると思つておられます。そこで、高年齢の方々は豊富な社会経験もございまして、一面においては、多少体力も劣つてまいらうといふときでございます。そういう方々に對しては、先ほど小柳委員の御質問にもお答えしたものでありますが、やはりいままでの立場といふものは、仕事のほうに人間を合せていくということであつたんでありますが、これからは人間に仕事を合わせる、たとえば機械なんかでも、高年齢の方々に向くような機械に改めるということができないものかといふことも考へなければならぬと思つておられますが、そういう面でも、あくまでも高年齢の方々に向くような仕事をひとつ新たに開発をするといふふうな努力が必要であらうと思つておられます。そういう面で、働く方々は人生、社会において一つの生きがい求めておられるわけでありまして、特に高年齢の方々は豊富ないままでの人生経験に加ふるに、そうした生きがいのある第二の人生をどの面に求めるか、どこにそれを与えていくかといふことについて真剣に考へる必要がある。そういう面で、これからの高年齢対策と

いうものは非常に重大であつて、これは至急にあらゆる方面の御検討と協力を得まして、高年齢の方々にふさわしいような職種をできるだけ多く開発をして、その方々に安心して職についていただくということができれば、高年齢の方々の就職については、まだまだ可能な問題が幾多残されておるよう考へておるわけでございます。

○渋谷邦彦君 この問題は、いま突発的に起こつた問題でないことは、大臣よく御承知のとおりであります。むしろ終戦後今日までの二十数年間にわたつての最大の課題であつたのではなからうかと、このように痛切に感ずるわけでありませう。したがらして、いま、人に応じたそうした職業というものをこれからも開発していかねければならぬといふことを申されたいけれども、なるほど考へ方としてはまことにけっこうだと思ひます。しかし、いま望まれてゐることは、具体的に一体これからどうするのか、一年先にはどうなるのか、二年先にはどうなるのかといふこと、そうした一つの五年間あるいは十年間にわたつての長期的な政策に基づいた具体策といふものはお持ちじやないのでしょうか。

○國務大臣(野原正勝君) そういう情勢であり、その必要に応じて社会がこれを求めるならば新しい一つの開発が行なわれる、老人の方々にそれにふさわしい仕事が次から次に起こつてくると、またそのような社会情勢をつくり上げ、同時にその面で開発を進めていくということになると思ふのであります。具体的な問題は局長からお答へすることになります。

○政府委員(住業作君) 今後の労働力の状況を考へてみますと、先生御承知のように、非常に若年労働力が減少してまいります。しかし経済は、社会経済発展計画で想定しておりますように、一〇・六%、一〇%強の経済成長を続けていく。そこで、雇用需要も従来どおり高いわけでございます。しかも若年労働力というものは、昭和五十年ぐらいいなくなります、非常に減少する。そこで、私ども、必要な労働力需要に対してどのように考へ

ていくかということでございますが、それはやはり中高年齢労働力なり婦人労働力を生かして使う、こういうことにならうかと思ひます。具体的には、一つは雇用率でございます。そういう情勢も、自然になつていくままに放置するわけはございませぬので、先ほど大臣が申し上げましたような、たとえば人の能力に仕事を合わせて考へてみる、そのためにはいろいろの施策が必要でございます。たとえばこの法案に書いてございます職務適応訓練の積極的な推進とか、あるいは事業主に対して、機械とかあるいは設備、福祉施設等も含めまして、事業主がそういう体制をつくることに対する援助を強化していくと同時に、職業紹介面におきましても、そういうきちつとした合理的な資料に基づきまして、たとえば求人として若年労働力に固執する、いや、そうじゃないのですと、その職種については中高年齢の方でございような方がございような規定になつておりました。場合によつては、そういう年齢差による求人は受け付けないようなこともできるような体制になつておりますので、そういう政策を合わせまして、いま大臣の申されましたような目標に向かつて進んでいく考へております。

○渋谷邦彦君 こまかい問題はまた次回に譲るといたしますけれども、いまの答弁に関連しまして、なるほど新たな職業訓練等を十分検討し、窓口も広げてその対策を立てていきたい、こういうお話ですけれども、実際にそれがはたして可能かどうか。現在の職業安定所の窓口を通していろいろの職業訓練指導というものはきつめて狭められた、限定された範囲になつてしまつておられないかといふことが一つ。

それから、先ほど来から申し上げておりますように、あるいは世界経済の動向の一環としてインフレの高進、それによつて生ずるところの失業者の激増、加ふるに高年齢者の失業、こうした三重の非常に憂慮すべき事態が起きないか、というよりは、むしろその可能性が十分考へられる。

こうしたときに、はたして現在の組織体制で十分な効果をあげ得るといふ自信があるかどうか。そして今後の職業訓練あるいは指導というものは、その施設の問題等を通じて、さらにどういふところに力点を置いてその補充強化をはかるかとされるのか。この辺いかがですか。

○國務大臣(野原正勝君) わが国の経済は、御承知のとおり、比較的安定成長を続けております。したがつて、世界各国、一部には相当の失業者がふえておる国もある中で、わが国は幸いなことに失業率は一・二%ぐらひでございます。そういう状況、じゃ、今後その状況でいけるかどうかといふことは、必ずしもはつきりはしませんけれども、しかしわが国の経済の実態がよほどの変化がない限り、そうそうは失業率が以上以上に著しく高まるようなことはあり得ないといふふうに考へます。ただ、それにつけても、やはり若年労働者が減つてまいる事実、同時にまた労働力が非常に不足する事態がますます深刻化するわけでございますが、それを埋めていくのはやはり中高年齢の方々と同時に、一面においては、御婦人の能力をその方面に活用する、お願いする以外にないといふことでございます。そういう面から新たなそういう職業に従事する方々をいかにして十分に活用するかと、いわゆる労働対策という、そういう面が内政上の最も重大な問題となることは必至でございます。そのための体制がしからば十分かといわれれば、必ずしも十分でないことは御指摘のとおりでございます。そういう情勢に対応するべく、労働行政の一その強化拡充をはかる必要もあると思ひます。あらゆる面から、労働力に関する限りは、常にそういう意識的な政策を実施をいたしまして、わが国経済の安定成長にこと欠かぬように労働の面ではこういう備えでやつていくのだという形で、いろいろの施策を講ずる必要があるわけでございますが、そういう面では、いままでの体制は必ずしも十分ではなかつたと思つております。

そこで中高年齢者の方々の雇用の促進といふか、そういう職業訓練あるいは雇用率の設定、あるいは求職手帳という一連の構想は、そういう事態に備えて、できるだけ中高年齢の方々にも御協力いただくという政策の一部であるといふ御理解をいただくならば、そこにまた新しいわが国の経済、また国民生活の安定という面からこれは役立つものではなからうかと考へるわけでございます。

○渋谷邦彦君 時間ありませんのでこれでやめますけれども、いま大臣は、現在の日本の経済は安定した方向に向かつておるとおっしゃつておられます。しかし中小企業の倒産はこれはまた著しい。そこで、答弁は要りません。中小企業の倒産の実態とそれに伴う失業者の実数、これを資料として提出していただませんか。――次回の委員会に間に合うようにお願ひをいたします。

○委員長(林虎雄君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

○委員長(林虎雄君) この際、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案の審査のため、雇用促進事業団の役員を参考人として出席を求めるとし、この人選、日時は委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(林虎雄君) 御異議ないと認め、さやう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五分散会

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、医療事務管理士法の制定に関する請願(第二九七五号)(第二九八九号)(第二九九七号)

(第三〇三六号)

一、清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに転廃業に対する補償救済に関する請願(第二九八八号)(第二九九二号)

一、療術の開業制度復活に関する請願(第二九九一号)(第三〇三九号)(第三〇四二号)(第三〇四三号)(第三〇四四号)(第三〇四七号)

一、失業対策事業制度の存続と改善に関する請願(第三〇〇一号)(第三〇〇二号)(第三〇〇三号)(第三〇〇四号)(第三〇〇五号)(第三〇〇六号)(第三〇〇七号)(第三〇〇八号)(第三〇〇九号)(第三〇一〇号)(第三〇一一号)

一、健康保険法一部改正案等反対並びに医療保険制度の改善に関する請願(第三〇二二号) 一、リウマチ総合対策に関する請願(第三〇三七号)

一、戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金の給付に関する請願(第三〇三八号)

第二九七五号 昭和四十六年四月二十三日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(十通)

請願者 東京都世田谷区大蔵町二九ノ一大蔵住宅二、九一五 塚田キサ子外九名

紹介議員 鹿島 俊雄君  
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二九八九号 昭和四十六年四月二十四日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(十通)

請願者 東京都練馬区上石神井一、四六八 谷川敏孝外九名

紹介議員 鹿島 俊雄君  
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二九九七号 昭和四十六年四月二十六日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(十通)

請願者 東京都世田谷区上野毛一ノ三三ノ一〇 内村紀子外九名

紹介議員 鹿島 俊雄君  
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第三〇三六号 昭和四十六年四月二十七日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(十通)

請願者 東京都葛飾区立石八ノ五二ノ一七 杉浦和昭外九名

紹介議員 鹿島 俊雄君  
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二九八八号 昭和四十六年四月二十三日受理  
清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 福岡市神屋町三ノ一〇福岡県清掃業連合会内 石井勲

紹介議員 小柳 勇君  
この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第二九九二号 昭和四十六年四月二十四日受理  
清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 札幌市北一条東一五丁目北海道清掃業者連合会内 原田久外二百四十四名

紹介議員 竹田 現照君  
この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第二九九一号 昭和四十六年四月二十四日受理  
療術の開業制度復活に関する請願(二通)

請願者 大阪市東淀川区淡路本町二ノ五五 五 福崎吉蔵外一名

紹介議員 中山 太郎君  
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第三〇三九号 昭和四十六年四月二十七日受理  
療術の開業制度復活に関する請願(二通)

請願者 愛媛県大洲市中町四八〇 伊与田寿美恵外一名

紹介議員 堀本 宜実君  
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第三〇四二号 昭和四十六年四月二十七日受理  
療術の開業制度復活に関する請願

請願者 福岡市大名二ノ四ノ三一 平子勝利

紹介議員 柳田桃太郎君  
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第三〇四三号 昭和四十六年四月二十七日受理  
療術の開業制度復活に関する請願(三通)

請願者 愛媛県八幡浜市大黒町二 野井晋外二名

紹介議員 増原 恵吉君  
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第三〇四四号 昭和四十六年四月二十七日受理  
療術の開業制度復活に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市宝木町一ノ五八 和仁大

紹介議員 植竹 春彦君  
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第三〇四七号 昭和四十六年四月二十七日受理  
療術の開業制度復活に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区阪南町二ノ一八ノ二 大日本電気学校内 山本蓮子

紹介議員 迫水 久常君  
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第三〇〇一号 昭和四十六年四月二十六日受理  
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡市横手三ノ二九五 中園節子外千名

紹介議員 阿具根 登君  
この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第三〇〇二号 昭和四十六年四月二十六日受理  
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 鹿児島市和田町一五九 国生豊吉外二千名

紹介議員 足鹿 覺君  
この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第三〇〇三号 昭和四十六年四月二十六日受理  
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 鹿児島市吉野町二、〇一一 片平忠明外九百七十名

紹介議員 秋山 長造君  
この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第三〇〇四号 昭和四十六年四月二十六日受理  
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北九州市八幡区東台良町 中尾サツキ外五百五十名

紹介議員 上田 哲君  
この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第三〇〇五号 昭和四十六年四月二十六日受理  
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北九州市八幡区折尾 中村愛子外百七十五名

紹介議員 占部 秀男君  
この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第三〇〇六号 昭和四十六年四月二十六日受理  
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北九州市小倉区白銀町白銀団地 二、〇二八 三浦モモ外五百名

紹介議員 小野 明君  
この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第三〇〇七号 昭和四十六年四月二十六日受理  
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北九州市八幡区西川頭町 宮崎キ

マ外三百十名  
紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第三〇〇八号 昭和四十六年四月二十六日受理  
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 北九州市八幡区紅梅町二丁目 西谷菊雄外四百九十名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第三〇〇九号 昭和四十六年四月二十六日受理  
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県田川市西区後藤寺社字上川 秀代外千十名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第三〇一〇号 昭和四十六年四月二十六日受理  
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡志免町坂瀬団地 岡崎キヨ子外九百九十名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第三〇一一号 昭和四十六年四月二十六日受理  
失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 福岡県田川郡香春町一本松 永野正人外二千名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第三〇一二号 昭和四十六年四月二十六日受理  
健康保険法一部改正案等反対並びに医療保険制度の改善に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市角野町 星川ヨシ子外百八十五名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一三六五号と同じである。

第三〇三七号 昭和四十六年四月二十七日受理  
リウマチ総合対策に関する請願

請願者 東京都中央区銀座三ノ八ノ四新聞 会館内社団法人日本リウマチ友の会理事長 役山礼子外六十名

紹介議員 山下 春江君

全国七百万人のリウマチ性疾患患者、百万人のリウマチ患者及び十万人のリウマチによる身体障害者のために、左記事項の実現を図らねばならない。

- 一、リウマチ専門病院設置。
- 二、リウマチ研究センター設立。
- 三、リウマチ医療費の公費負担。

理由

結核患者の入院率は六十九パーセントであるのに、結核より患者数の多い、リウマチ患者の入院率は六パーセントしかない。リウマチも結核と同様「安静度」にしたがつて、半強制的に入院させるのでなければ一時しのぎの治療しかできない。世界各国ではいずれも専門病院をもっているのかかわらず、わが国ではこのいまだに原因不明の病気に取り組む施設もなく、患者の受け入れ態勢もきわめて貧弱である。

また療養期間の長いリウマチは、本人や家族の経済負担が長期にわたり、重度身体障害者の場合、医療費のほか、保温、暖房、生活設備の改造など多くの金を必要とする。ほとんどすべてのリウマチ患者は、ギリ貧状態にあり、少しでもギリ貧から浮かび上がろうとして無理をし、病気を悪化させているのが現状である。ここ四、五年の間、リウマチ患者の中から何人かの自殺者を出し、リウマチ患者の妻をふびんに思つた夫が妻を殺すという事件さえ起こつた。児童においても、身体不自由未就学児童の中でリウマチによるものが大きなパーセントを占めている。

第三〇三八号 昭和四十六年四月二十七日受理

戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金の給付に関する請願

請願者 佐賀県唐津市坊主町四六四 樋口敬七郎

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第二八四一号と同じである。

五月十一日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案

- (予備審査のための付託は四月二十三日)
- 一、労働組合法の一部を改正する法律案(衆)
- (予備審査のための付託は同日)

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

(特定地域における措置)

第二十一条 労働大臣は、特定地域に居住する中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るための措置その他これらの者の雇用の促進するため必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要措置を講ずるものとする。

附則

(緊急失業対策法の効力)

第二条 緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)は、この法律の施行の際現に失業者であつて、この法律の施行の前二箇月に十日以上失業対策事業に使用されたもの及び労働省令で定めるこれに準ずる失業者についてのみ、当分の間、その効力を有するものとする。この場合において、夏季又は年末に臨時に支払われる賞金は、緊急失業対策法第十条の二(同法第十一条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、支払わないものとする。

る。

労働組合法の一部を改正する法律案  
労働組合法の一部を改正する法律案  
労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第六項中「各七人」を「各八人」に改め、同条第二十一項後段中「第六項中「各七人」を「第六項中「各八人」に改め、同条第二十二項ただし書中「但し、各船員地方労働委員会の委員の数は、」を「ただし、船員中央労働委員会の委員の数は使用者委員、労働者委員及び公益委員各七人と、各船員地方労働委員会の委員の数は」に改める。

附則

(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)  
2 中央労働委員会の委員の定数は、その委員の数がこの法律による改正後の労働組合法第十九条第六項に規定する数に達する日の前日まで、なお従前の例による。

附則

本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、初年度約三百万円、平年度約五百万円の見込みである。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費

昭和四十六年五月三十一日印刷

昭和四十六年六月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C